

平成 2 9 年

# 第 3 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 2 9 年 9 月 7 日

閉 会 平成 2 9 年 9 月 7 日

忠 岡 町 議 会

平成29年 第3回忠岡町議会定例会会議録

平成29年9月7日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	柏原 憲一	教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

ただいまから、平成29年第3回忠岡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

これより会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成29年第3回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                     |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 諸般の報告  |
| 日程第4  | 一般質問   |
| 日程第5  | 議案第33号 平成28年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について          |
| 日程第6  | 議案第34号 大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第7  | 議案第35号 忠岡町貸菜園条例の一部改正について                       |
| 日程第8  | 議案第36号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について              |
| 日程第9  | 議案第37号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)について    |
| 日程第10 | 議案第38号 平成29年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)について          |
| 日程第11 | 議案第39号 平成29年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1             |

号) について

日程第12 認定第 1号 平成28年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 2号 平成28年度忠岡町水道事業会計決算認定について

日程第14 認定第 3号 泉州水防事務組合の解散に伴う決算認定について

日程第15 請願第 2号 小・中学校の定数超え学級の解消に関する請願  
以上でございます。

議長 (和田 善臣議員)

第3回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

皆さん、おはようございます。ご案内のように、第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中ご参集くださいます、ありがとうございます。

本日上程させていただいております議案につきましては、常任委員会協議会や全員協議会でもご協議願ってきたところですが、本日もよろしくお願ひしたいと思ひます。

けさは、ちょっと蒸しつくなあという話が出るぐらい、少しは涼しくなつてまいりましたが、振り返ると、ことしの夏も猛暑でした。福岡県や大分県の北部を襲つた豪雨や竜巻、あるいは北陸、東北、それに北海道、また、東京では毎日雨だと私は電話で会話をしたのを思い出しております。災害に遭われた方々へのお悔やみとお見舞ひを申し上げたいと思ひます。

ところで、今日、私たちが取り組みを進めている広域化の行動を思ふとき、町制78年の足跡から鑑みますと、平成の大改革に着手しているようにも思えます。きょうまで忠岡ファーストでやつてきた本町でしたが、地方創生の流れの中で近隣市との連携の大切さを知り、連携を深める必要性を感じまして、大きな歩みにかじを切つていただいております。

とは言うものの、隣とのおつき合ひですので、そうはいきません。できればスピード感を持って進めたいのですが、早く進めれば進むほど財政力もつくし、行政推進もしやすいと思ふところがございます。

議員各位を初め住民各位のご理解、ご鞭撻をお願ひして、私の開会の挨拶といたしま

す。よろしく今議会もお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、2番・前田 弘議員、3番・北村 孝議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より9月15日までの9日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、9月15日までの9日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員 松井秀次議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

例月出納検査について報告いたします。

報告申し上げますのは、平成29年6月23日及び7月26日に行いました内容で、帳簿等は、同年5月31日及び6月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認いたしました。また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数

値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井 秀次

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問者の時間は、30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

お手元の一般質問に基づき、9月の一般質問をさせていただきます。

まずは、1学年当たりの学級数が1クラスである状況及びその対策についてご質問いたします。

忠岡小学校区の児童減少は著しく、今後も1学年に1クラスの常態化が予見されます。また、1学年1クラスでは児童の関係が強固になり過ぎ、強固で深い人間関係が築ける反面、一たん児童間でヒエラルキー、人間関係の階層や上下関係が固まってしまうと、狭隘なムラクラス社会ができ上がってしまい、不登校などの人間関係が原因で起こる問題に対し表面化しにくい、または支援による回復をより困難とさせるなど、児童数が多いことによるメリットより、デメリットが多いと私は考えております。

また、再来年の忠岡保育所と忠岡幼稚園が認定こども園となり、一般的に新しい認定こども園ができますと、希望者がふえ、既存の保育所や幼稚園から流れてくる傾向にあります。チューリップ保育園は比較的中間にあり、岸和田市とも共用されていることもありますが、新しい認定こども園は忠岡校区のど真ん中にあります。東校区に住んでいる児童が、友達が多いという理由、また諸般の理由で忠岡小学校区を希望する相談機会の増加が予見されます。

ここで提案となりますが、先ほどの忠岡小学校のクラス減少対策としまして、例えば東

1丁目から3丁目の児童については、小学校就学前に小学校を下か上か選べるようにすべきではないでしょうか。たとえ毎年10名でも忠岡小学校を希望できれば、当面は2クラスがしっかりと維持できることになり、また1クラス当たり30名弱の少人数学級運営が町の予算をかけずに可能となると思われまます。少子化対策に多額の町の財源を投資することに比べれば、短期的ではありますが、費用対効果としては有効であると思われまますが、いかがでしょうか、ご回答をお願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

まず、来年度当初の忠岡小学校の3学年は1学級編制になる予定ですが、次年度以降の将来推計によりますと、2学級編制が維持されると予見されまます。学年1学級の編制につきましては、学級の固定化による児童の実態等についてさまざまご意見もございまますが、今年度、単学級であります忠岡小学校の現3年生の子どもたちにつきましては、教職員のさまざまな工夫によりまして、元気に楽しく過ごしてございまます。また、学級だけではなく、ペア学年の活動など工夫をした教育活動を実践しているというところございまます。

議員お示しの忠岡小学校への学校選択ということについてですが、学校の基盤である地域との密接な関係が希薄になるおそれがあることなどから、本町教育委員会といたしましては、現在のところ導入ということについては考えておりまません。さまざまな配慮をする理由がある場合につきましては、現在も就学指定校の変更等について弾力的な運用を従前より実施しているところございまます。また、なお、親しいお友達が多いというふうな理由からについては、配慮事項には含まれておりまませんので、あわせてご理解のほどよろしくお願ひしたいと思いまます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

先ほどの答弁を踏まえて、2点の確認と1点再質問させていただきます。

確認の1点目になります。忠岡小学校において、平成30年度の新1年生からは、3年生以降になつたとしても当面2学級制は維持できるぐらいの児童数、子どもがいますのかどうか。

2点目です。現在、忠岡小学校の3年生1クラスでの実質40名を超える児童数の状況について、学校側の意見、子どもの意見、保護者の意見それぞれからも問題がない状況であるということを教育委員会として確認されて、また、教育状況についても、現場の段階では支障が起きていないということがしっかりと確認されているでしょうか。

再質問1点です。少人数学級の運営について、教育委員会としてどのようにお考えか。日常生活場面や学習場面に与える影響等を勘案してご回答ください。よろしく申し上げます。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

まず、確認の1点目でございます。忠岡小学校におきまして、30年度の新1年生から当面2学級編制が維持できるかということでございます。基本的には、先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、現在の推計によりますと、平成30年度より当面、2学級の設置が続くというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目でございますが、現在の忠岡小学校の3年生の状況等についてでございますが、基本的には先ほどの答弁と同じなんですけども、学校のほうでしっかりと取り組んでいるというふうに伺っております。例えば、担任と指導補助の先生がほんとにきめ細やかにかかわったり、学習の面におきまして、算数の授業において少人数の指導が実施されており、個々の子どもたちの習熟度程度に応じた指導というようなものについて実施しているというように伺っているところでございます。

それから、本町としましての、教育委員会といたしましての少人数学級の運営についてどのような見解かというふうなところでございました。現在では、国・府の施策による小学校1年・2年生の35人学級編制が少人数学級編制として制度化されているところでございます。また、3年生以上では、国の予算による加配を活用した少人数指導が実施できるところでございます。これらの制度を活用することにより、子どもたちに対して教師の目が行き届き、配慮を要する子どもにはより細やかな対応をすることができているというところでございます。

また、学習面におきましては、一人一人の進みぐあいが把握しやすく、それに合わせた指導をすることができているというところでございます。例えば、定着に時間がかかる児童への個別指導ができるので、学ぶ意欲を高めることができているというふうな状況にございます。今後も国・府の制度を最大限活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。



7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

住民の立場からすれば、例えば少人数学級がいいのか、大人数学級がいいのか、それに対する根拠とか明確なエビデンスがない限りは、どうしても一般住民の感覚、一般からの感覚、親御さんの感覚からすれば、やはり少人数学級であっていただきたいというのは、これは切なる願いやと思いますし、当然の考えだと思いますので、またその辺もしっかりとご理解いただきまして、また今後、学校運営と今後の方向性に当たっていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、社会人向け自習室の運営についてご質問させていただきます。

忠岡町では、高校生以上の住民向けの公的な自習スペースが本町内にはありません。小学生や中学生は学校を活用すれば、本気を出せばできるでしょうが、それ以上の年齢の方々に対応できる場所の確保が町内にはありません。国においても忠岡町内においても、生涯学習の推進、生涯現役社会の実現というものを計画等でうたっておりますが、忠岡町の身近な行政組織として、支援の実態がそれに伴っていない状況を改善すべきであると私は考えます。

それに伴い私からの提案となりますが、生涯学習の観点から、高校生以上の社会人を対象とした大学受験、就職試験、資格取得などの勉強などの用途をしっかりと限定して、文化会館、公民館等のスペースを確保し、活用すべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

今年度、子どもたちの学習環境の整備の一環ということで、夏休み期間中に文化会館の一室を自習室といたしまして、小学生から大学生、予備校生の方々に広く開放させていただきました。現在、文化会館の部屋は飽和状態というところがございますので、自習室の確保に際しましても、クラブの方々とかに移動していただいて、ようやく確保ができていますというところがございます。

このような状況の中でございますので、さらに社会人の方々を対象にした自習室の確保をするということは、なかなか非常に難しいというところでありまして、今後もまずは第

一に将来を担う子どもたちのために自習室の確保というものを優先してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

では、お聞きします。再質問させていただきます。

忠岡町の生涯学習を推進する計画の観点から、現状のこの整合性と合っていない部分について、どのようにお考えですか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

本町では、住民一人一人が、みずからのライフスタイルに合った自己実現の場を見つけていただいて、生涯を通じて能力を伸ばし、豊かな感性を育むことによって質の高い生活が送れるよう、現在、文化会館等を中心に各講座や教室などを開催し、身近で気軽に学べる生涯学習というものを推進しているところでございます。

また、クラブ活動なども非常に活発に行われておまして、毎年、文化祭やクラブの発表でありますふれあいフェスティバル等々につきましても、年々来館者がふえるなど充実した発表の場となっているところでございます。

現在、若い世代の方につきましても参加しやすいよう開催日などを工夫しておりますが、引き続き誰もが気軽に参加できるように、住民ニーズやライフステージに応じた講座の開催等につきましても鋭意努力してまいりたいと考えているところでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

今の回答は、一言で言えば、団体、グループでの視点での回答になると思ひます。個人一人一人が自主的に学びたい、どこか場所がないか、そういうようなニーズに対してどのようにお考えなのか。

例えばですが、シビックセンターのふれあいホール前ロビー、広いところがありますよ

ね。例えば、文化会館の1階ロビーの展示スペースの部分など、そういったところを、実際そのようなところを開放して、机を置いて、どうぞご自由にとっている市町村も見受けられます。それに関して、そういうことを提供できないのか、ご回答をお願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現在、本町の生涯学習というものにつきましては、先ほどの答弁にもあったんですけども、文化会館等が主催する講座の開催とか、あるいは自主的なグループ、あるいはクラブの活動の場の提供などが主な事業となっております。しかしながら、議員のご質問のとおりでございますけども、住民一人一人がライフステージに応じた自主的な生涯学習への取り組みが活発化されるよう、できるだけその生涯学習の機会や場の充実を図るというようなことから、先ほどありましたとおり、なかなかロビーとかそういったところにつきましては、管理上も問題があるのかなというふうに思いますので、例えば文化会館の中で部屋を特定せずに、週に何回か、時間帯によって空いている部屋などを活用して、試行的にはなりますけども、できるだけいろんな方が気軽に来ただけのような自習室として活用することなどについても検討してまいりたいというように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

検討をよろしくお願ひします。これの質問で言いたいのは、自習室等を確保してほしい、そういったこともあります。それプラスなんですけど、やはり忠岡町でも、どの市町村でもそうですけど、各種、医療・福祉に限らず、まちづくりなり何なりいろいろ計画があります。冊子になってます。毎回いただきます。ただ、それとの整合性が、じゃあ果たしてこの後とれて、それをちゃんと踏まえた上でやっているのかどうかなというのが、乖離があるんじゃないかというのが、各種計画において多々持たれます。

ですので、理事の皆様と行政の皆様におかれましては、できる限りその忠岡町の各種計画に沿った内容をしっかりと落とし込んでいただいた上で、その整合性をいつでもちゃんとしっかり保てる上で回答できるような形での施策展開をよろしくお願ひいたします。

次に、東小学校区の幼稚園・保育所の建てかえ整備についてご質問させていただきます。

認定こども園の整備について、忠岡保育所及び忠岡幼稚園の建てかえについて、計画がもう進行しています。しかし、東忠岡保育所及び東忠岡幼稚園は、建てかえ自体の検討すら、こちらのほうにはまだ聞こえてきていません。いずれの保育所、上か下の保育所や幼稚園を選んだとしても、世帯所得による統一基準化された負担する費用が同じであれば、利用者目線の感覚といたしましては不公平感が、こっちはさらびんやのに、こっちは古いままかという不公平感が残ることは否めません。

ここで提案します。厳しい町財政という状況は理解していますが、それをしっかりと先を見通して、何年先にはせめて東の保育所・幼稚園の建てかえ整備等の実行や計画の見通しを立てると。私はその時期に来ておるとお思いますので、必要であると思いますが、いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

本町では、安心して子どもを産み育て、また、子育てに大きな喜びを感じることができる環境を、将来にわたりまして持続可能なものとするために、忠岡小学校区、また東忠岡小学校区のそれぞれの保育所と幼稚園を統合し、認定こども園への移行を現在進めているところでございます。

ご承知のとおり、現在、忠岡地区については、民設民営ということで平成31年4月開園に向けて作業を進めているところでございます。東忠岡地区につきましては、公立園として本町の教育・保育を担い、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ基幹的な幼保連携型認定こども園として、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

ただし、具体的な時期等についてでございますが、財政状況等を見きわめながらとなりますが、早い段階での整備に関する計画や見通しを立てて、保護者の方々等の理解を得てまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。先ほど部長からの回答もありましたけど、早期にという回答がありました。これ以上、いつごろまでとかというのを部長のほうに尋ねても、これは政策、政治的な判断ですので、するしないに関しては政治的な判断やと思いますので、町長に直接お聞きいたします。

町長、4期目の在任中に、この計画だけでも着手する、また検討されるということはお考えでしょうか。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

ただいまの教育委員会の姿勢をそのまま私も思っております。そういう意味からも、早期に計画を作成し、実行していく。できれば、私のリーダー力でもってやりたいというのは、いつもそういう立ち位置ですので、ご理解いただきたいと、こういうように思っています。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

それは、この4期目でリーダー力を発揮されるということによろしいですか。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

永久にやりたいぐらいの力を持っています。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

すみません、ちょっとはしごを外されたような回答で。まあ、4期目のこの期間で頑張ってください。永久には多分人間は無理やと誰もがわかっていますので。

すみません、では次、除草対策について質問させていただきます。

除草作業は、多額の経費やごみ焼却処分経費がかかっております。これは皆さんご存じやと思いますし、私も理解はしています。さつき道路では雑草が生え過ぎて、さつきが減少して、雑草が生え、景観も決してよいとは言えません。今以上の除草の委託回数をふやすことも、財政等からお聞きしますと、現実的とは言えないと思います。

ここで提案です。今、ちまたで防草シート、いわば草を繁茂させないシートがあります。それを例えば企業協賛で、例えば企業名を小さく何らかの形で入れて、そういったことを敷き詰めることはできませんでしょうか。それにより忠岡町内の河川及び道路における雑草刈り取りに対する金銭コストの縮減、及び外で働く労働力の労働力不足ですね、体力仕事、労働力が不足していますので、労働力不足の解消を図るべきだと思います。また、防草シートを景観に配慮した割合で企業名を入れることで、設備負担は民間で賄い、町としての費用対効果としては軽減できると思うんですが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

建設課で管理をしております道路や公園の除草につきましては、シルバー人材センターや業者委託をして実施をいたしております。議員ご指摘のとおり、夏場には特に雑草の繁茂が著しく、樹木剪定後の美観が保たれる期間は非常に短くなっております。

ご質問の防草シートに関しましては、本町におきましても一部敷設をしておりますが、数年で雑木等によりまして破れたり、雑草がすき間から生えてくるなどメンテナンスが必要な状況でございますが、議員ご指摘のとおり、雑草の繁茂を抑制するには一定の効果があると思われま。

しかしながら、議員ご提案の防草シートを景観に配慮した割合で企業名を入れる設備負担は民間で賄うべきにつきましては、現在のところ制度として取り入れていく予定はございませんが、申し出があれば個別に検討をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

今先ほど、制度という観点では、とりあえずまず町からはしないということですが、個

別検討はしていただけるということで回答がありました。例えばですが、私個人がさまざまな場で、してくれる企業とか事業者さんを部長のところにつなぐことや、このようなことができます、このようなことはどうですかみたいなことを、例えば私の活動報告書やネット等に掲載することについてはよろしいでしょうか。また、その基準ですね。どれぐらいの割合や、どういうふうに、大きさとか、そういった基準などについては、まだ何も無い状況なんで、初めに話を持っていったら、こちらの意見を必ず尊重して聞いていただけるということなのか。要は、進めさせてくれるかどうかということも含めてご回答ください。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の個別検討することについての掲載についてはよいかと考えておりますが、許可とか可否につきましては、実際に申し出がありまして検討させていただかないとわかりませんので、そのことについての掲載はちょっと難しいかと考えております。

また、意見の尊重でございますが、忠岡町が管理する道路等への防草シートの敷設につきましては、安全上の問題などをクリアした上で意見は尊重させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ここで確認の質問をさせていただきます。

では、1件目、そのような申請や相談があったら、そこから産業まちづくり部として検討を開始していただけるということでよろしいでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご相談があれば、検討させていただきます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひいたします。

最後ですが、5つ目の質問です。福祉バスの運行ルートについてです。

以前にも質問をさせていただきましたし、こういうふうに変更を願えないでしょうかというような提案もさせていただきましたが、この前にアンケート等を実施したということもお聞きしました。その福祉バスの運行ルートについての部分に絞ってお尋ねします。

運行ルートの検討について、3点を踏まえて回答願ひます。1つは、運行ルートの検討についてのアンケートの結果について、どのようなものなのか。2点目ですが、結果を踏まえて具体的に検討を今後されていることを、例えば以前に話させてもらいましたが、スーパーや病院の駐車場への乗り入れ、またはバスの社内に企業パンフなどを設置するなど、あとまた、域外を含んだルート変更や工夫など、どのように検討されていますでしょうか。3点目です。厳しい財政状況の中で、この検討されている内容に関する財政負担の変動についても、あわせて3点お答え願ひます。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員のご質問につきましてお答えさせていただきます。

1点目の住民アンケートを受けての状況でございますが、介護保険事業計画策定に当たりまして、サービス利用実態調査を行い、その中で福祉バスの利用状況や福祉バスに対するご意見を頂戴したところでございます。その内容につきましては、要介護認定の非認定者全体では、「利用している」や「利用したことがある」という利用経験者は約10%でございました。利用していない理由としては、「利用する必要がない」が約70%で最も多く、「行きたいところの近くを通らない」が5.4%、「利用したい時間帯が合わない」が4.1%、「バスの停留所が家の近くにない」が4%という結果でございました。

また、自由記述の中のご意見としましては、「乗っている人が限られるから福祉バスは有料にすべき」ですとか、「忠岡駅からのルートを考えてほしい」であるとか、議員のご指摘のように、スーパーであるとか病院であるとかにも行ってほしい。「他市のように有料にして2コースぐらいつくっていただきたい」、「和泉府中の駅等にも行っていただきたい」等、あと特定の地域に関しまして、高月地域の方からは、「高月は何かと不便など



ところで、高齢者の方は本当に大変です。買い物1つにしてもオークワは遠いので、病院も遠い。皆さん困っております。バスのコースを考えてください。有料でも結構ですので」というような、たくさんのご意見を頂戴いたしました。

このような状況を踏まえまして、ますます高齢者が増加する中、総合福祉センターの利用につながり、また住民の方の利便性が増すようなルートや運行になるように検討は重ねてまいりたいと思っております。

その中で、2点目の具体的な内容についてでございますが、検討している内容につきましては、必ず実現できるかどうかはわかりませんが、ただいまの中では、まずは今、ルートを1コース、1台でバスを回しているところを、複数のルート、2台にして回してはどうかということですか、あるいは今、14人乗りの中型免許が必要なバスを利用しておりますが、そちらを10人乗りで普通免許で運転できるような形に変更して対応するとか、議員おっしゃるようなスーパーですとか病院ですね、そのようなところへ行くことも検討をしておるところでございます。

3点目の検討内容の財政的な視点からということでございますが、現在、リース代とガソリン代、人件費等で約300万円の経費のほうがかかっております。この分を、今申し上げましたバスを変更したり、ルート変更、まずバスを1台を2台にするということで、その経費のほうが増かかってくる。そのかわりに、中型免許から普通免許にするということで、今、1日8,250円をお支払いさせてもらってますが、それがパートの時間単価ということで計算したりすることができるということとかもございます。

ただ、ざっと、そのバスのリースの分を変更という分につきましては、ちょっと業者のほうに確認中でございますが、金額のほうは今まだ出ておりませんが、ざっと概算で多目に見まして、バスが2台、ガソリン代も2倍、時間単価の経費がちょっと変わってくるというところ辺でございますが、現在の経費と比較しますと、2倍まではかかりませんが、1.9倍ぐらいになるのかなというふうに思っております。

あと、議員おっしゃられたような広告収入を取ることでございますね。チラシとか、そういうのをバスの中に置くことによって、あるいはバスのボディーにマグネットで広告を出すとかということで、幾らか収入というのを得ることが可能なのかなというところは思っておりますが、現段階では町の財政状況が悪い中で、できるだけ経費を抑えて、可能な方法を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員、一言、時間がないので。

7番（三宅 良矢議員）

すみません、回答ありがとうございます。使わない方が、70%の回答で使わないありました。その方たちが要は理解というか、しっかりできるような、持続可能な財政投と資

としてのバスの運行ですよね。「あんなもん、何でそんな2台もするんや」と言われたいような形でしっかりと持っていたいただきたいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

3番、公明党の北村でございます。通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず初めに、幼稚園の耐震化についてであります。去る7月7日に文部科学省が発表した全国の公立学校の耐震化状況、4月1日現在ではありますが、府内の公立小・中学校の耐震化率が、全国平均98.8%に対し、99.7%に達する一方、幼稚園は全国平均の92.9%に対しまして、89%にとどまったとされています。しかしながら、前年度から2.6%伸び、大阪市や堺市など30市町村では100%となりました。

しかし一方、柏原市、忠岡町は0%と、こういった報道がなされておりました。藤井寺市、貝塚市、守口市、33.3%などで、おくれが目立っております。府の教育長は、災害時に避難所となる小・中学校が優先され、幼稚園の耐震化が後回しになっていると見られると報道されております。本町は、今後どのように計画され、取り組んでいかれるのか。

なお、現在、忠岡地区におけるこども園の整備を進められているところではありますが、東地区における対策をとると思われしますので、よろしくご答弁お願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

ご質問いただいております幼稚園の耐震ということについてでございますが、幼稚園の耐震診断につきましては、平成27年の1月から7月までの間で保育所とあわせて実施したところでございます。その結果につきましては、平成27年の9月議会において報告、

説明させていただいたところでございます。その時点におきましては、緊急を要する耐震化の必要性はちょっと低いかなというところ、また本町の財政状況や就学前教育・保育のあり方等を検討する必要性からも、具体的な実施時期等、計画については示しておりませんでした。

その後、平成28年度に入りまして、忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針や、忠岡町幼保一体化推進基本計画を策定していく中で、本町の財政状況や人員配置、また、その他を総合的に勘案した結果、地区単位で進めていくことがより効率的であるというようなことから、現在、ご承知のとおりであると思いますが、忠岡地区におけるこども園の整備を進めているところでございます。

東忠岡地区の就学前施設の整備につきましては、具体的な時期等につきましては、財政状況等を見きわめながらというふうになりますが、できるだけ早い段階で整備に関する計画や見通しを立ててまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

いつ起こり得るかわからない南海トラフ大地震、さきの中央防災会議で予知は困難と発表されました。現在の対策を見直すよう求めている中であります。早急に取り組みをお願いしたいと、このように願っております。

忠岡地区が幼保一体化ということで進められております。先ほど申しましたけど。東地区のほうもそういった形に進んでいくのかなというところもありますが、全く今のところは聞いてもおりませんし、先ほどの三宅議員の質問ではあります。公平性といいますか、その辺の観点からも、どういった形になるかわかりませんが、早急に方向性を示していただきたいと、このように願います。

続いての質問に移ります。バリアフリーについてであります。駅舎内はバリアフリー化がされたが、駅から公共施設を結ぶ道路には多くの段差が残っている。歩道の点字ブロックが途中で切れ、目指す建物内に行くことができない。こうした課題は、バリアフリーのまちづくりを進める上で多くの自治体が共有しているのではないかと。

解決の一手となるのが、2006年施行のバリアフリー法に基づき、市区町村が作成できると定められたバリアフリー基本構想である。駅周辺を初め、高齢者や障がい者らが利用する公共施設などの集積地域を市区町村が重点整備地区に指定し、歩道の段差解消や建物内のエレベーター設置、公園や信号機の整備などバリアフリー化を一体的に進めていく

基本構想を作成すると、国から補助金が受けられる。市区町村には作成義務はありませんが、高齢化が加速する中で移動しやすい環境の実現が求められております。バリアフリー化を点から線、そして面へ広げていくことは時代の要請であり、基本構想の意義は大きいと思います。

だが、国土交通省によりますと、基本構想を作成したのは全国で1,741市町村のうち、2017年3月末時点で294市町村という、2割に満たないのであります。近隣自治体におきましては、岸和田市とか貝塚市、島本町が作成をされております。

基本構想が広がらない主な要因は、市区町村の人材不足と財政難とされ、作成を民間業者に委託すると、1件当たり数百万円もかかる場合もあると。小規模自治体、小さな自治体ほど負担は重いとされるが、本町におきまして基本構想を作成する計画は持たれているのか、ご答弁をお願いいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員ご質問のバリアフリー基本構想につきましては、高齢者、障がい者、妊産婦、けが人などの移動や、施設利用の利便性、安全性の向上を目的といたしまして、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間につきまして、駅を中心とした地区などにおいて重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとする計画でございます。

現在、議員ご指摘のとおり、本町においては構想、計画策定はしておりません。しかしながら、現在は居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、地域交通の再編と連携によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現が全国的に検討されておきまして、現在、泉北地域におきまして、泉北地域鉄道沿線まちづくり協議会を立ち上げ、本町を含みます堺市、高石市、和泉市、泉大津市の4市1町が参画をしておきまして、その中で調査研究を行っているところでございます。

この計画につきましては、バリアフリー化も含めました移動の円滑化にもつながることから、今後につきましては、バリアフリー基本構想にかわる計画といたしまして、立地適正化計画の策定を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ご答弁ありがとうございます。今、部長がおっしゃいました立地適正化計画、このほうの策定に進むということですが、当然ご承知のことだと思います。居住機能や医療、福祉、商業、公共交通のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられております。市区町村マスタープランの高度化版ともこの立地適正化計画は言えます。そういったことから、策定にしっかりと取り組んでいただきたいと思います、こう願います。

次の質問に移らせていただきます。

自動体外式除細動器、いわゆるAEDについてであります。まず最初に、本町ではどのような施設、また設置場所になっているか、ご答弁願います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

AEDの町内施設の設置状況というところでございます。町内には、役場、いわゆるシビックセンター内、それから忠岡小学校と東忠岡小学校、それから忠岡中学校、それから忠岡保育所、東忠岡保育所、文化会館、それから総合福祉センター、以上8カ所の施設に現在設置されているというところでございます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。今、ご答弁いただいた8カ所の中に、当然、小・中学校、学校園が答弁されておりました。この学校は休日とか夜間、各種団体、地域の子ども会とか、住民に開放されております。この中で、そういったAEDを使ったということのお話も聞いておりません、これまでも。事実あったのかなかったのか、私が聞いてないのかもわかりませんが、当然校舎内、建物の中に設置されていると思います。となりますと、休日・夜間は当然施錠されておまして、いざ使うとなりますと、やはり窓を割るとか、いろんな形で物を壊して中に入らないといけないということ、これはなかなか困難だと思うんです。そういったことから、非常に使いにくいのではないかということになるわけでありまして、そこで屋外型のAED収納ボックスの設置をということでご提案申し上げたいと。これによって、夜間や休日の学校開放時でなく、緊急時や災害時にも使用できるのではな

いかと、このように思いますので、ご答弁のほうよろしくお願ひいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現在、小・中学校におきましては、夜間・休日に体育館や校庭を社会教育団体等が使用、または地域開放等をもちろんしておるところでございます。その中におきまして、月曜から金曜の夜間につきましては、用務員さんが常駐しておりますので、学校は職員室にAEDを設置しておりますので、その職員室に設置しておりますAEDを使用するということが可能となっておりますが、ご質問にあったとおり、それ以外の休日等につきましては無人となり、使用ができないと、そういった状態でございます。

休日での具体的な対応といたしまして、職員室に入って持ち出すということは、先ほどの質問にあったとおりなかなか難しいし、管理上の問題等もございますので、例えば体育館内にAEDを、今の職員室から体育館内のほうに設置して、休日に使用している社会教育団体等の責任者の方などに周知して、鍵などを渡して対応できないかなというふうなことや、また、ご質問にありましたとおり屋外に設置する場合等について新たなものを、屋外対応のそういったものを購入するわけでございますけれども、その場合、管理上きちりできるか、そういうようなことにつきまして学校とも協議しながら、今後検討を進めてまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願ひしたいと思ひます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

この収納ボックスでありますけれども、参考にですが、当然ご承知だと思います。このAEDは非常に大きな温度変化に弱いとされております。屋外での保管ができるよう開発されております。今回、この収納ボックスについてでありますけど、夏場はファンが回って、冬はヒーターが作動し、温度を調整します。盗難防止のため、カバーをあけると警報が鳴る機能も備えているということで、管理上にも一定のあれがされているのではないかと、こう思ひます。

AEDを使わないことがよりいいんですが、いつどういう状態で、その住民の方の体調によってどういうことが起こり得るかもわかりません。こういったことから、このAE

D、いわゆる早い段階での処置で蘇生率が大きく変わってくるとされております。忠岡町は小さい町ですから、言うても4キロ平方ありませんから、すぐその扱人もいろいろ、講習も取っていただいているいろいろやっておりますけども、なかなかいざとなれば動揺もあり、うまく使いこなせないかなというところもありますし、そうやって探して、どうすんねん、ああすんねんというより、救急車を呼んだほうが早いんと違うかと、そういうところもあると思われまはすけども、それはそれとしてしっかりと対応できる部分では、そういった形で休日でも使えるように、そういったことでこういう収納ボックスというものがあるんですから、うまく活用しながら住民の生命を守っていただきたいと思います、こう願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、前田長市議員の発言を許します。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

公明党の前田です。よろしくお願ひいたします。2点質問させていただきます。

まず1点目は、火災警報器設置についてであります。

火災が起きますと、その人の生命、また財産が一遍に失われてしまうわけですが、それを早期に火事を知らせてくれるという、この火災警報器設置が、2006年の6月に施行の改正消防法で新築住宅に設置が義務づけられました。11年前であります、2011年の6月以降は住宅全体に対象が拡大され、総務省消防庁の推計では、全国の設置率は去年の6月時点で81.2%に達していると。全国で1位はどこの県かといいますと、福井県が94.9%ということで、大阪は15位で83.4%設置されているということですが、忠岡町では今現在、この火災警報器の設置は何%ぐらいできているのでしょうか。

消防本部（山田 忠志次長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

山田次長。

消防本部（山田 忠志次長）

住宅用火災警報器の設置率につきまして、大阪府ではこの29年の6月1日現在で平均で82.9%になっております。それに比べまして、忠岡町は75%でございます。設置率も昨年よりは2ポイント上がってはいるものの、大阪府の中では低い設置率でありますので、今後も引き続き設置率向上のため、普及啓発に努めてまいります。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

今も答弁にありましたように、本町は75%ということで、全国のトップの福井の94.9%に比べますと、かなり低い。大阪全体としても忠岡町はまだ設置率が低いということで、昨年からの設置の上昇は横ばい状態で、なかなか上昇しないというのが現実かと思いますが、消防庁は、設置に消極的な世帯の啓発が今後の課題であると言われております。本町も同じだと思いますが、設置しない理由は何であるのか。また、今後どのように取り組んで設置率を上げていくのか、答弁をお願いします。

消防本部（山田 忠志次長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

山田次長。

消防本部（山田 忠志次長）

ただいまのご質問の答弁をいたします。

住宅用火災警報器が設置されていない世帯に対しては、戸別訪問等により住宅用火災警報器設置の効果を積極的に発信し、住宅用火災警報器の設置を粘り強く働きかけてまいります。また、ホームページ、広報等による普及啓発にも努めてまいります。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

もう1点、訪問して、なぜ設置しないのか、その理由ですね。何点か挙げていただきたいと思います。

消防本部（山田 忠志次長）

議長。

議長（和田 善臣議員）



山田次長。

消防本部（山田 忠志次長）

この改正消防法が行われまして、議員先ほども仰せのように、11年がたっています。この11年もたっているのに、いまだにつけていただけないというのは、無関心層というのがかなり関係しているようで、うちの署のほうから係員が戸別訪問に行っても拒否されると。忙しいから帰ってくれと。こちらは住宅用火災警報器のええ面の話をさせていただきたいのに、それさえも拒否されるというところが多々ございますので、先ほど言いましたように無関心層が一つは関係しているのかと考えております。

以上です。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

無関心層の人が多くて設置が難しいということで、大変なご苦労かと思いますが、しっかりまた訪問していただいて、何とか設置できるように頑張っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

住宅用火災警報器の設置が義務化されて、ことしで11年ということで、その設置された警報器が、大体10年たちますと電池が切れると言われております。消防庁の推計では、電池切れなど作動しないおそれがあると。実際に作動しなかったケースもあると。火災時の逃げおくれにつながりかねないと、作動確認を呼びかけていると。日本火災報知機工業会によると、警報器本体や、また電池の寿命は10年程度のものが多く、また、電池だけじゃなくして、電子回路が劣化し、古い警報器は火災を見逃す危険性があるということで、あわせて本町では、この10年以上たった警報器の啓発等も、調査も実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

消防本部（山田 忠志次長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

山田次長。

消防本部（山田 忠志次長）

現在設置されております住宅用火災警報器の多くは、寿命が仰せのように10年の電池を使用しているため、今後、住宅用火災警報器の電池切れ等がふえるものと想定されます。忠岡町としても、その対応といたしまして、毎年、火災予防運動期間中、設置率調査のため地区単位で戸別訪問を実施しておりますが、昨年からは住宅用火災警報器を設置して

いただいている世帯に対しては、作動確認調査も既に実施しております。

設置されている住宅用火災警報器の定期的な点検と、設置から10年経過している住宅用火災警報器は、本体内部の電子部品が劣化し、火災を感知しなくなるおそれが考えられますので、本体の交換をお願いしております。この点につきましても、ホームページ、広報等による普及啓発活動に努めてまいりたいと思います。

以上です。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

ありがとうございます。まだ設置されていない家庭、また設置されても、もう10年以上たっている家庭の警報器につきましては、大変ご苦労さまですが、訪問していただいて、一つ一つ丁寧に説明をしていただき、啓発に、また実施に努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の質問、消防の広域についての質問ですが、全員協議会で町長より説明がありましたので取りやめたいと思いますが、ただ1点だけ町長に、和泉市と泉大津、忠岡町の2市1町の広域行政に対する取り組みを目指すに当たって、一言決意というんですか、を述べていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

先日、コメントさせていただきましたが、国や府のほうからの広域化の大切さということが非常に押しつけられている現状です。そういう中であって、本町がかたくなに本部1つでいくという態度も大切ですが、隣との連携の大切さも探っていくことの必要性があるかと思ひまして、岸和田も含めて周りの市といろいろと対話するところですが、このたび和泉市、泉大津市の市長さんとかこういったことで前向きに話してみようかと、こういう思いで2市1町でやって、広域化とか広域というものはどんなものかやってみないと、こういうふうに思って発表、表明をさせていただきました。

難しいことですね。頑張っていきたいと思っておりますが、それは、やめる場合も含めて頑張っていきたいと思ひます。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4 番（前田 長市議員）

以上で終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、前田長市議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、高迫千代司議員の発言を許します。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

1 1 番、日本共産党の高迫です。一般質問をさせていただきます。

まずは、子どもに行き届いた教育を保障する少人数学級についてお聞きをいたします。忠岡小学校が今年度に続いて来年度も3年生は2クラスが1クラスに減少する見込みです。それは、1・2年の35人学級が40人学級になるためです。

少人数学級は、保護者、教育関係者の長年にわたる要求であります。2011年、国会では全会一致で小学校1年生を35人以下学級として、附則で2年生以降も順次改定を実施すると決めました。ところが、安倍政権になって、この35人学級への動きがとめられました。さらに、1年生も40人に戻せというとんでもない論議も強まり、文科省も概算要求すら見送りました。大変にひどい政権であります。計画どおり実施されれば、2023年には中学校3年生まで35人以下学級ができる予定でありました。国庫負担は2030年度には56億円というお金で可能であります。

ことし、自衛隊がオスプレイを5機買うそうですが、その費用は516億円です。お金をオスプレイに使うのか、子どもの未来、日本の未来に使うのかが問われるような中身でもあります。先ほど柏原部長は、未来の子どものために使っていきたいというお話をされましたので、大変感銘を受けております。

35人以下学級については、中央教育審議会の初等中等教育部会の提言でも、今や40人学級では経営が困難になっている、このように言っている事態になっています。少人数学級になれば、勉強を丁寧に見ることができ、子どもの発言や発表の機会もふえます。みんなで話し合いながら認識を深めるなど学習のあり方も変わります。だから、少人数学級

は、日本PTA全国協議会、全国レベルの校長会、教頭会、教育委員の協議会、教職員組合など、文字どおり国民的な要求になっているのです。同時に、全国で、子どものことを考えたら国が動き出すのを待ってられない、こういうことで自治体独自の少人数学級が広がりました。その努力は大変貴重なものであります。

文科省の国会答弁でも、いまや小学校3・4年では35人以下学級が87.4%実施されています。これから見ると、残念ながら都道府県では大阪府は大変におくれている、こういう状況にあると思います。全国的には常識の少人数学級の必要性についていかがお考えか、教育長さんにお聞きをしたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お話し of 少人数学級ですけども、ご承知のとおり、現在、府内では小1、そして小2という形で実施されているところでございます。この小学校低学年の実施につきましては、いわゆる小1プロブレム等の防止も含めて、小学校の1年生、2年生では、生活集団と学習集団を非常に分けづらいということから、学校生活の基礎を築くために、この少人数学級編制が実施されているものというふうに認識しております。

私ども教育委員会としましても、3年生以上の少人数学級に関しては、これは効果的なものではなかろうかなというふうな認識はしておりますが、ただ、何分この部分に関しましては、国の標準法で定められているところでございます。ですので、私ども町教委としましては、府からの派遣の加配等を活用しまして、この学習集団の場におきましては、学級を2分割なり、また習熟度別の分割等しながら、少人数指導という形で現状はきめ細かな学習指導を実施しているところでございます。

以上でございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

積極的に必要だとはお認めをいただけないような気もしますが、それは教育長さんが以前、校長先生であったときに、全国校長会が必要だという見解をはっきりと示している問題です。文科省ですが、これは中央教育審議会 of 中等教育部会 of 提言でも、必要だというふうに思っている問題を政権がとめる。大阪では大阪府政がとめる、こんないび

つな形になっているから進んでいないということが明らかなんですから、これはやっぱりちゃんと本当に子どもの未来を考えるという立場でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

先日、私ども議員団は忠岡小学校に見学に行かせていただきました。同じ空間に41の席が並ぶ3年生、20の席が並ぶ2年生の教室というのは、その少人数学級のよさというのが一目瞭然でした。これでは本当に先生も子どもをちゃんと見て、一人一人の顔が見えて、声も聞こえる。子どもたちも、自分たちの発言の機会がふえて、ちゃんと先生も見てくれている、こういう状況が生まれるわけですから、こうしたことは本当に必要なことだというふうに思っています。

府がしないなら、独自でやろうということが大阪府内でも進んでいます。11の市が独自に少人数学級、これを実施しております。堺や豊中という大きい市もありますけれど、半分は人口10万人前後の市です。これはご承知やと思います。7万人の交野、9万人の泉佐野、ここでは小学校3年生から6年生まで35人以下学級を実施いたしております。だから、やろうと思えばできる。そのためには、やっぱり必要性を本当に理解していただいているところが一番大事だと思いますので、その点で重ねて教育長さんにお聞きをしたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

議員仰せの町単費での3年生以上の少人数学級の導入でございますが、3年生の進級時の学級数の減少につきましては、実はこれは忠岡小学校だけでなく、東忠岡小学校でも生じている事象でございます。町単費で少人数学級に取り組む場合には、まず両小学校でも生じておりますので、この部分を配当する必要がございます。あわせて、現状いわゆる府の講師に関しましては、講師の数が非常に少ない。なかなか講師不足が、これは保育士の不足と同じように講師不足もあわせて存在している状況でございます。その中で、単費で採用していくとなるならば、この給与ベースは最低でも府費の給与ベースを保障しなければ、私どもが採用することは非常に難しいというふうに考えているところでございます。

そのような中で、町単費の少人数学級の実施につきましては、本町の財政状況等を勘案いたしますと、非常に困難ではないかなと言わざるを得ません。ということもありますので、これまでも強く実施してまいりましたが、大阪府の町村教育長会、また大阪府の町村長会等を通じまして、国及び府に対しまして今後も粘り強く要請をしてまいりますので、

ご理解のほどよろしく申し上げます。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

国であるとか府に強く要請していくということは、必要性はお認めになっておられるということではないかと思うんです。問題は、その気持ちが強いかどうか。そこに今ご説明いただいたのは、財政が絡んでいる、お金がないからなかなかできないということで、ちよつと後ろ向きになっておられるところもあるかと思います。

私は、富本先生については、中学校の先生の時代から東忠岡の校長先生の時代をずっと知っております。大変尊敬する先生だと思っています。子どもたちのためによくやっていた、これを今の忠岡の教育行政にぜひ生かしていただきたいというように思っているんです。お金の問題は、その気になったらちゃんと行政のプロが手配して段取りしてくれます。

これは忠岡の場合でもね、知恵を絞って財政を生み出すということは、忠岡の病院を閉めるときの大変な財政危機の段階でも、当時の財政課の人たちは相当知恵を絞って頑張って町の運営を支えてくれました。

これはあまりいい例ではありませんが、クリーンセンターの破砕機がつぶれたときは、1億3,500万円、ちゃんと財源確保したんですよ。だから、その気になったら財源は町の知恵と工夫で確保できるというふうに思っています。非常勤の先生でしたら300万ぐらいというお話も聞かせていただいております。そうしたお金を知恵と工夫でちゃんと生み出してもらう、そういう努力が何よりも必要だというふうに思っております。

例えば、私どもで考えるならば、一例であります、こども園を民営化することで保育所や幼稚園のランニングコストが2,000万円程度浮いてくるということで、柏原部長さんはお答えいただいていた。2,000万浮いてくるんやったらね、子どものためにそのお金をちゃんと使えますよ。子どものために使うとおっしゃっておったんやからね。だから、ここで使ってください。そうしたことがちゃんと生かせるようにしていただきたい。で、30年度はそれがありませんから、30年度は例えばですね、クリーンセンターの労務費の賃上げ600万ありますよ。これ、ちゃんと交渉して値切っていただいて、その財源に充てるという方法もあります。私らでも簡単にいろんな方法を思いつくんですから、財政のプロ、行政のプロはもっといろんな知恵や工夫を生かしていただけたらと思います。そうしたことでぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、重ねてお伺いをしたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

議員お示しのとおり、よりよい教育環境で子どもたち、未来を担う子どもたちの教育を実施するというのは、これはもう全ての大人の願いである、これはもう共通の願いだと感じております。しかしながら、やはりそこに至るにいたっては、人件費、また環境の場合はさまざまな設備等の経費等がかかるのも、これもまた事実かと思えます。その辺を勘案しながら、子どものためにとというのは全ての大人の願いですので、私もそれを心に秘めながら、今後教育に携わっていききたいなと思っておりますので、よろしくご理解ください。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ぜひ教育者として教育長におなりの方がおられるときに、子どもたちのためにこの政策をぜひ実現していただきたい。来年度からですから、よろしく願いしたいと思えます。

次に、幼稚園の預かり保育の時間延長についてお聞きをいたします。

忠岡町では、北村議員が議会で取り上げたこともあり、幼稚園での預かり保育を午後4時まで実施をしておられます。しかし、近年はライフスタイルの変化もあり、先日来、地域でも時間延長を望む声が出され、私も直接何人かから聞かせていただいております。お隣の岸和田市でも、幼稚園アフタースクール、いわゆる預かり保育ですが、これを本年27年度から午後4時半までしていたものを、午後6時まで子育て支援策として延長をいたしました。本町でも来年度から、せめて1時間延長することはできないのでしょうか。パートで仕事をされる方もふえてきて、大体就業時間が4時ごろまでの方が多いようですから、住民のこの願いに、1時間延長すれば一定応えることはできるというふうに思います。

担当の課長さんに1時間延長した場合の試算もしていただきました。これでは忠岡町が実行するためには可能な範囲ではないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

議員お示しの幼稚園の預かり保育につきましては、平成23年の10月から試行運用を開始いたしました。続く平成24年4月からの本格実施を行ってまいったところでございます。またその後、平成27年の4月からは3歳児の預かり保育の実施期間を、従前の9月以降から前倒しで6月へと実施をしたところでございます。保護者の子育て支援の充実に今まで努めてきたところでございます。

議員仰せの時間延長につきましては、府内での他市町村の実施状況や、また手法、あわせて本町の財政状況等も総合的に勘案しながら、今後、検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

先ほど、試算をしていただいた数字ですが、臨時教員の賃金は120万円必要だろうというふうに言われています。保護者の負担が50万円見込まれるので、町の負担は70万円だろうという試算も出ております。これぐらいであれば、忠岡町の教育委員会の裁量でといいますか、できるのではないかというふうに思いますので、ぜひ前向きにご検討をいただきたいと思います。

それでは、最後に国民健康保険、来年度から都道府県化されることについてお聞きをしたいと思います。

大阪府内の国保の加入者は237万人で、人口の26%です。その国保加入者の所得が減って、暮らしが困難になってきています。その中でも、大阪府は際立っています。加入者1人当たりの平均所得を1997年と2015年で比較をした数字では、全国では19万7,000円、22%減少しています。しかし、大阪では34万5,000円、39%、ほぼ2倍近い減り方だということですから、大変です。この間、保険料が上がっていることもそれに輪をかけています。また、収入が少ないというのは、大阪府下の中でも泉州地域、忠岡などもその中に含まれますから、この大阪の平均よりさらに苦勞されているということは想像にかたくありません。この高過ぎる国保料が、こうした中で住民の暮らしを苦しめているということもよくご承知だと思います。

本件の国保料・減免制度の統一は、もともと安倍政権が計画をしていたものです。しかし、30年度から都道府県化は決めましたけれど、市町村ごとの所得水準や医療費水準に違いがあり、また、世論や国会論戦などで都道府県単位での国保の一本化までは、あの安倍政権ですらごり押しすることはできませんでした。このため、大部分の都道府県では、



市町村ごとの保険料や減免制度を認める方向です。

ところが、大阪府は、保険料率や減免基準を府内統一をするという方針を打ち出し、制度設計を進めています。仮算定では、低所得者や人数の多い世帯は保険料が値上げになります。国の激変緩和措置がありますよ、こんなことも言われていますけれど、それは初年度で300億円、これは多分徐々に減らされていくんだろうなというふうに思います。仮に大阪に20億円入ったとしても、現行で市町村が保険料引き下げのために繰り入れている金額の約1割にしかありません。まさに焼け石に水です。

そこで、8月9日、府下の党議員団が大阪府庁に出向いて、担当部長、課長さん方に緊急要望を行い、私ども3人の議員団も参加をいたしました。交渉では、保険料を決める権限が市町村にある、このことは府も認めざるを得ませんでした。しかし、「市町村は都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた事務の実施に努める」、こういう条文もあるということで、一本化に従わない市町村には府からの交付金を減額する、こうしたペナルティーの可能性も否定をしていません。大変にひどい態度だというふうに思います。

そこで、お聞きをいたしますが、1点目は、住民負担を軽くするための一般会計からの基準外繰り入れをするなど、市町村が保険料を決める権限や、お困りの住民への独自減免を制度として大阪府に認めさせること。2点目には、府の府内統一に従わない市町村にペナルティーを課さないこと。国保運営には府独自の補助金も出すことなどを求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員からご質問いただきました国保の都道府県化、広域化につきましては、平成30年4月から始まります。この都道府県化は、基盤の脆弱な国保の基盤を安定させ、今後、持続可能な医療保険制度の仕組みをつくり、国保制度の安定化を図るために行われるものでございます。

議員仰せのとおり、国も保険料率については追加の財源を投入し、ソフトランディングできるように対策を講じてきております。大阪府における保険料率につきましても、市町村に標準保険料率や納付金が示され、市町村はそれに基づいて保険料率を決定することとなります。原則、保険料率を統一することを目指しておりますが、保険料の決定権は、議員仰せのとおり、市町村に存在することとなります。

減免制度についても、現在、市町村の保険者代表と大阪府との調整会議において検討されておりますが、市町村によってまちまちの制度を調整しておりますので、現状は難航し

ており、今後の状況を注視してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

また、府内統一に従わない市町村にペナルティーを課すことがないようにということでございますが、現在、大阪府が広域化支援方針を作成していることにより、国の普通調整交付金のペナルティーがかかっておりません。そのかわりに大阪府の特別調整交付金において、財政健全化、広域化推進、保健事業の評価がなされ、ペナルティーがかかっております。新たな国保制度においては、保険者努力支援制度が設けられ、必要な収入を確保するための収納率の向上や保健事業を行うことにより、住民の健康の保持増進を行い、医療費の抑制につなげる等に関して、保険者がどれだけ取り組んでいるかが評価されることとなります。努力をすれば国や府から財政的な措置がされます。

今後、大阪府の特別調整交付金の交付基準がどのようになっていくのか注視し、必要なことは町村会を通して要望してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

ただいまのお話を聞かせていただいたわけですが、市町村に保険料を決定する権限はあるというお話ですが、それと同時に、府から忠岡町に対して納付金、幾ら納めなさいよという形で出てくるわけですから、これが実際上の料金を決めることになるというふうに思うんです。忠岡町がそれより低い設定をして、たくさん集まっても足りません、足りない分は払わなくてもいいということではないと思うんです。これは払わなくていいのであれば、市町村が料金を決定する権限を持つということになりますが、それは払わなくてもいいのでしょうかというのが1点です。

もう1つは、ペナルティーで努力義務というお話が出ました。この努力義務は、保健事業その他については私は大いに進めていただくことだと思いますが、例えば収納率の改善とか、こういうことになると、役所のほうでは努力をされるということですが、住民の側からすると、大変高い保険料を、従来は優しかったけれど、最近は厳しくなって、むしり取っていかれるというふうなことも出ております。私たちは、ケースバイケースでそういうせのはお考えいただいているとは思いますが、結局は収納率の向上というのは、住民にとっては厳しいものだと。そういうところに努力義務でペナルティーという形で出てくれば、住民からむしり取ったらペナルティーは課さないよ。それをしなければペナルティーを課しますというふうなあり方はいかがなものかというふうに思っています。

もう1点は、そのペナルティーが、先ほども申しました料金を決める権限、それから減免の住民のためにもっといい減免をしようと考えているものにペナルティーをかけてくるというふうなことはないのかという点と、本来これは統合するわけですから、府が保険者になるんです。そうしますと、府はちゃんとした運営をするための、先ほど部長さんが申されました基盤の安定、その安定のためにちゃんとしたお金を府は出すのかどうか、その点についてもう一度お伺いをさせていただきたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの1点目のご質問につきまして、納付金については払わなくてもいいのかどうか。町が設定した標準保険料率から不足分については払わなくていいのかどうかというご質問でございますが、この納付金につきましては、市町村に課せられているものでございますので、支払わなければならないというものにはなっております。

2点目の収納率の向上について、保健事業についてペナルティーがかけられることについて、収納率の向上をすることによって住民負担につながるのではないかとご心配でございますが、同じ保険料で負担の公平化という部分でございますね。もちろん所得に応じて保険料というものは賦課させていただいておりますが、所得の少ない方については軽減措置でありますとか、いろんな方策が入りまして、保険料についてはそれぞれの世帯に応じて掛けさせていただいてる状態になっております。それを皆さんに納めていただいております中で、もちろん柔軟に対応はさせていただいておりますが、片やこのご家庭は、自分自身で生命保険を解約して国保の保険料に充てる、あるいは入院したことによって、保険があつて助かったわと言って、自分の生命保険を解約して、今までためていた100万円以上の保険料を払いますと言ってお支払いされる方もいらっしゃいます。同じベースで計算して保険料を掛けさせていただいております中で、片やきっちりと納めていただいている、片や納めていただけない、この中で納めていただいている方の公平性の観点からも、保険者としては収納率の向上に努めていきたいと思っております。もちろん柔軟な対応ということはまず前提にはございます。

それと、減免のペナルティーに関してでございますが、平成30年度からの分につきましては、一応大阪府のほうで減免基準というのを決めてまいります。ただ、その中で6年間の激変緩和の期間がございますので、その中で徐々に減免のほうは変わっていく、統一化されていく方向になっていくということにはなるかと思っております。

あと、大阪府が負担しているのかどうかというところでございますが、国民健康保険の

制度の中に基盤安定負担金という制度がございます。この制度につきましては、国民健康保険の加入者の世帯の中で一定の所得基準がございますして、2割、5割、7割とって軽減制度がございます。その軽減のかかった世帯に対して、取り切れない保険料を国民健康保険のほうに負担していただくものになります。それにつきましては、平成27年度から国が1,700億円を国保に投入して、平成30年度からの国保の基盤安定をさせるということで、27年度から1,700億円の財源が入っております。その部分で、本町は前年度と比較しますと、3,100万ぐらいの財源が本町に入っております。その部分の中で、大阪府の持ち分というものもございますので、その部分で大阪府が負担増、負担をしていただいているという部分はございます。

すみません、説明のほうが長くなりましたけれども。

議長（和田 善臣議員）

ちょっと部長、時間がないんでね、答弁を簡潔に。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。以上です。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員、答弁に時間がかかりましたので、一言許可します。

11番（高迫千代司議員）

一言だけ。大阪府の突出した悪い制度だということが、お話の中からよくわかりました。やっぱりこれはちゃんと改めていただきたいというふうに思っています。特に忠岡町は、モデル世帯、府下でトップになったことがあります。そのことを町長さんは心を痛めまして、それから基本的な料率を上げない、赤字を出してでもこの国保を運営して、住民の苦勞に答えていくんやということここまですっとやってこられたという実績があります。だから、住民のために保険料を抑えるということをしてこられた町です。

それが30年度から先ほどのように、決定権はあるけど、納付金を全部納めよということであれば、府が決めてくるのと同じです。こういうふうな自己決定権もないような形にしている大阪府のあり方は大変に問題だと、このことを申し上げまして質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

（「午前11時42分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)  
(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (和田 善臣議員)

河野隆子議員の発言を許します。

6番 (河野 隆子議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

河野議員。

6番 (河野 隆子議員)

6番、日本共産党、河野隆子です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

去る9月1日は、自然災害に対する備えを強める防災の日でありました。日本の各地を毎年のように記録的豪雨が襲う中、住民の命をどう守ったらいいのか。近年の豪雨災害を見ると、2013年、台風26号により東京都大島町で死者36人、2014年、広島市豪雨、死者77人、2015年、関東・東北豪雨、死者14人、2016年、台風15号で岩手県岩泉町などで死者23人。ことしの7月5日に発生しました九州北部豪雨の死者・行方不明者は、福岡、大分両県で41人となっております。九州北部は2012年にも豪雨災害を経験。防災活動が進められてきましたが、さらなる課題が明らかになったというふうに言われております。

平成26年3月発行の忠岡町防災ガイドマップ保存版では、避難準備情報、一時避難情報、避難勧告、避難指示と、災害時にとるべき行動が書かれておりますが、本町の避難勧告、避難指示の発令は、気象庁や大阪防災ネットの情報をもとに出されるのでしょうか。まず1点お聞きしたいと思います。

町長公室 (原田 毅公室長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

原田公室長。

町長公室 (原田 毅公室長)

今おっしゃられたとおり、近年、集中豪雨が非常に発生しているというところがございます。今おっしゃられたとおり、九州北部豪雨においては甚大な被害が発生して、いまだに復旧に努められているというところがございます。

今ご質問のように、本町におきましては大雨に起因する浸水、あるいは氾濫が予測される場合の避難勧告あるいは避難指示の発令におきましては、気象庁あるいは大阪防災ネットなどから入手する気象の予測、あるいは河川の水位予測などをもとに、災害対策本部に

において発令の判断を行っているというところでございます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

日本一面積の小さい本町ではありますが、東西に細長く伸びております。和泉市から流れてくる槇尾川、松尾川、岸和田市から流れてくる牛滝川、これらが大津川で合流いたします。大雨が降ると川の氾濫が心配され、特に高月北は川に挟まれた地域でありますし、ここ数年、開発による耕作地の減少で、本町でも貯水能力が減少し、川の氾濫とは別に、町内への水の流れ込みがふえる環境にもなっていて、数年前には駅周辺が浸水したこともございました。

今申し上げましたように、高月北は川に挟まれ、三角州という特別な地形であります。一たん川が決壊、氾濫すれば、大変な被害が想定されます。地域によって本町が判断し、避難準備や避難勧告、避難指示を発令する場合の基準や手順というものはつくられているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町におきましては、おっしゃられたとおり、牛滝川、槇尾川、大津川の3河川が流れておりまして、その河川によりまして避難勧告等の発令の対象地域が異なってまいりますけれども、どの河川に対しましても適切なタイミングで発令ができますように、避難勧告等の判断、伝達マニュアルというものを作成しておりまして、これにより冷静かつ迅速に対応できるように努めているところでございます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

それは大事なことであるというふうに思います。気象庁や大阪府などの指示を待つだけではなく、今おっしゃいましたように、役場職員さんがどこの地域にどのような危険があるのかということ速やかに察知し、避難情報を流すということが、住民の命、財産を守

るということで大変重要になってきます。台風や大雨が心配される時は、まずは避難準備情報で避難指示まで行かなくても、直ちに避難できるよう準備をする。たとえそれが全く想定と違って被害がなかったとしても、住民には理解が得られるというふうに思います。

ことし8月7日の台風5号では、テレビの情報を見ていると、一瞬忠岡町が大雨による危険を示す紫色になったときは、私も心配になり、高板橋まで川の増水はどうなっているのか見に行きました。遊歩道は完全につかっておりました。忠岡町はレーダーによる雨雲情報を見ながら、また山直や高板、楯並橋に設置されております水位自動観測所についているカメラや、また現場の状況も見て、準備情報はこのときは出していませんでしたし、自主避難所の開設もされておりました。

しかし、高月北の自主防災会では、自治会が主となり、高月北の集会所を午後2時から開設し、夜の7時で雨がおさまったので集会所を閉めるつもりが、雨雲レーダーを見るとこれからまだ強い雨が降るということで、夜の9時まで開設しておりました。夜の遅くまで集会所に電気がついていて、ひとり暮らしの高齢者の方は、明かりがついている集会所を見て、非常にそれだけでも安心できたというふうに言っておられます。

避難準備を出すか出さないかの判断は、非常に住民の不安をあおることになりはしないかと、役場のほうでも心配されるところもありましようが、やはり早い対応で、被害がなければそれでよしであって、今後検討する課題であるというふうに思います。ですので、先日、この8月7日は出さなかったということではございますが、やはり準備情報ぐらいは出すべきではなかったのかというふうに思うわけなんですけど、それについてはいかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

それぞれの情報を発令するというのは、非常に私どもも慎重になるわけでございます。先ほど申しあげましたように、いろんな情報を取り入れて、その中で本町としてやっぱり必要であるというときには、当然おくれることなく出しますけれども、前は本町のほうでそこまでの必要はないというところで自重したというところがございます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

よく観察をして慎重に、情報も数秒単位で見られて判断されたということであろうかと思いますが、やはり高月北などは非常に自治会も住民の人もびりびりしておりますので、そこら辺は今後の課題として入れていただきたいというふうに思います。

2 番目の質問なんですが、高月北は槇尾川と牛滝川に囲まれています。洪水時の避難経路については、3 年前にも質問し、公室長から答弁もいただいております。忠岡町防災マップでは、一時避難地に高月北は、一時避難所が向井田公園と高月北集会所になっております。前回は質問させていただきましたが、川が決壊、氾濫すれば、向井田公園は川の真横でございますから、地震とは違って洪水での避難場所には到底使えません。また、町外避難所は和泉市の和気小学校、郷荘中学になっていますが、和泉市が避難所を開設した場合であって、開設されたとしても、足元が悪い中、元気な人が歩いても30分以上はかかる。高齢者などはとても無理でございます。また、そこへ行くのも、向井田公園から東へ和気岸和田線を通るようにというふうに言われておりましたが、この道は車1台がやっと通るような狭い道です。まして、川の横の道を通るというのは大変危険です。状況を見て、国道26号線の高架に上がってもらうということも考えているというふうにおっしゃってございました。近くには、和泉市の繁和住宅や市営住宅と高い建物もございます。こういった高月北は和泉市にも隣接しておりますので、広域的により近い一時避難場所も和泉市と連携をしていただく、そういった検討も必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今おっしゃられたように、必ず災害にですね、その場合に安全というようなところがあるわけではございません。そのようなことから、今おっしゃられたように、一時避難所というのは幾らあってもいいものかなと思いますので、今後の検討というところで対応させていただきたいと思います。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。



そこで、高月北自主防災会がつくった高月北防災ガイドマップ、こういったものなんです、冊子になっております。これが各ご家庭に配られています。本町の中でも進んで防災には気を配っています。それだけ危険な場所だということを非常に認識されている地域だということでもあります。

自主防災会では、民間の大和酵素社屋、ただしここは会社でございますから、会社の営業時間中に限るということでございますが、お願いに上がって、一時避難所として利用させていただけるということでもあります。しかし、営業時間外であったり、キャパの問題もでございます。国道26号線に上がって、それから状況を見て、中央線におりてもらおうということが提案されておりますが、そこから指定避難場所である例えば本町シビックセンターまで避難してもらおうことになると思います。シビックセンターでしたら、毛布や食料、水といった備蓄もされておりますから、非常に安心して避難もしてもらえます。しかし、中央線に出てからシビックセンターまでは、高齢者や障がい者は歩けませんから、福祉バスのピストン運行など、さまざまなそのときそのときの避難の仕方、経路を考えないといけません。

いろんな課題もあって、自主防災会の役員さんたちの意見も聞いていただいて、見直すところは見直して、新たに検討していただきたいというふうには思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今おっしゃられたように、高月北の自主防災会におかれましては、本町のガイドブック以外に独自で防災ガイドマップをつくられていらっしゃると思います。その中には、本町のガイドマップには載っていない避難時に注意が必要な場所というようなものも載せていただいております。

今おっしゃられたように、状況、状況に応じて、やはりその場その場で考えなあかんといいこともありますので、そのあたりは順調に運べるように何とかその場で考えてまいりたいと思いますが、やはりいろいろと検討しておくということも大事でございますので、そのあたり、先生の意図も踏まえて考えてまいりたいと思います。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

その場で考えるということでしたが、その場で考えると遅い場合もございますので、ぜひこれは早くに、やはり自主防災会、高月北だけの話ではございませんが、自治会や自主防災会といろいろと計画を一緒に練っていくと、そういったことが大事であるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、昨年9月20日の台風16号では、高月北では集会所を開設して、高齢者の方2人を保健センターにお連れして、避難をしてもらったことがございました。大雨が降ると、他の地域とは違って、自治会、自主防災会は、早目の行動を自主的にされております。先ほどの例も申し上げました。それだけ大雨には敏感になっています。

早い準備行動が早い避難行動に移れるということですので、忠岡町も避難指示がおくられて避難経路が通れないということになり、とうとい命が奪われるということがあってはなりません。避難所については、住民を受け入れる容量があるか、避難する距離と経路は適切か、安全性は大丈夫かという3要件が大事であるというふうに、まちづくり研究家の方も言われております。避難訓練も住民の命を守るには大事なことです。あまり避難訓練も最近はしておりませんので、避難訓練、実質的にこれは大事なことだと思いますので、自主防災会の協力も得てぜひこれは進めていってほしいというふうに思います。その点について、最後、答弁をお願いしたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

高月北の自主防災会につきましては、非常に活発に活動していただいているというふうに考えております。これまでも防災講習会、あるいは避難訓練を実施していただいているようでございますけれども、今後も地域で避難訓練を実施される際には、多くの方々にご参加いただきまして、被災の状況に応じた避難経路の確認をしていただきたいというふうに考えております。

また、ご心配でありましようけれども、避難勧告あるいは避難指示というような発令をするような場合には、現地に本町担当者を間違いなく派遣しておりますので、地域の自主防災会の方々などとともに、安全な方向へ避難を誘導させていただくということと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

その地域、地域に住んでいます住民の要望であったりとか、意見というのは大切なことだと思いますし、非常に参考になるとと思いますので、避難経路に関しましても、役場の職員さんも出向いて行っていただいて、進めて行っていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それでは、防災対策の最後の質問に移らせていただきます。

国道 26 号線から上流の牛滝川の左岸は土砂がかなりたまつて、その上に 1 メートルほどの雑草も生えていて、川の流れを阻害しております。昨年度、牛滝川と槇尾川の合流部分から河川公園までの間、浚渫工事がされておりましたが、大津川と違って牛滝川はかなり川幅が狭く、松尾川も合流してくるところですので、水かさも一気にふえます。河川の氾濫を最小限にとどめるためにも、川底の浚渫が大事な予防策にもなると思います。実際に担当課もごらんになっているのですから、河川の管理者である大阪府に早急な対応で川の浚渫を求めてもらいたいというふうに思っております。担当部長よりお答えをお願いしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

牛滝川、槇尾川、大津川につきましては、ここ近年の異常気象によりまして多発する集中豪雨などにより増水をし、水位もかなり上昇するような状況が、ここ近年、毎年のように続いております。その原因といたしまして、議員仰せのように、長年の土砂の堆積により河床が高くなり、川の形態が変わったことによりまして、水の流れを妨げていることが大きな要因だと考えております。

ご質問の堆積土砂の浚渫につきましては、以前より国道 26 号線からの上流部分も含めまして、大阪府町村長会並びに大阪府町村議長会連名での大阪府知事への要望、大阪府議会の各会派に対する要望、また、大阪府鳳土木事務所長への要望などあらゆる機会を通じまして要望を行ってきたところでございます。

その中で、先ほど議員申されましたように、大津川部分につきましては昨年度より浚渫工事が実施をされ、今年度におきましても河川公園駐車場前より下流の浚渫工事が実施される予定であります。議員ご質問の国道 26 号線から上流部分の浚渫の計画につきましては、現在のところ未定であると聞いております。

しかしながら、ご指摘のとおり、土砂もかなり堆積し、草もかなり伸びてきている状況

でございますので、上流部分の浚渫につきましても、今後も引き続き町村長会並びに町村議長会を通じての大阪府知事への要望、また大阪府鳳土木への要望を続けてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

実際、現場もよく知っておられる担当部長も、早期の浚渫が必要であるということは大変認識をされているというのはわかりました。そこで、府にも要望していただいているところですが、計画は未定であると、残念ながら、そういうことでございます。

日本で1日100ミリ以上の雨が降る日数が、増加傾向にございます。最近30年間、1980年から2009年と20世紀初頭の30年間、1901年から1930年を比較すると、その日数は約1.2倍ふえているんですね。このように雨が非常に多く降っているということがわかります。また、遊歩道や大津川河川公園もよく水没をいたしております。土砂や瓦れき、流木も引っかかりたりで、その撤去、復旧のために、多数の費用も本町が投入しているところであります。

それよりも何よりも心配なのは、集中豪雨で堤防の決壊や氾濫が心配され、住民の不安も広がっているということでございます。高月北自主防災会からも、牛滝川左岸の土砂の浚渫については、早期に浚渫してもらいたいという要望も上がっております。府がいつも言います阻害率20%というのは、近年の異常気象では到底対応できなくなっていると思います。ぜひ現場の状況をよく知っておられる担当課で粘り強い要求をしていただいて、府のほうで早急に実施をしていただくように要望していただきたいというふうに思います。これについて最後に。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

仰せのとおり、近年の異常気象によりまして、住民の方々の不安も増大してきておりますので、粘り強い要望を今後も続けてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

よろしく申し上げます。次の質問に移ります。

福祉バスの運行日と増便を検討されることについてであります。町内を運行しています福祉バスは、住民の大変大事な移動手段になっています。特に高齢者や障がい者、妊婦の方にとっては、病院や買い物、駅までの交通手段となっております。財政健全化での経費削減のため、総合福祉センターが休館になり、それにあわせて福祉バスの運行も本町は取りやめています。

本町の考え方としては、福祉バスは福祉センターの利用者の送迎用として運行している。なので、土曜日は福祉センターが休みなので運行しない、このようなことを言っておられます。しかし、運行ルートを見ますと、福祉センターを出発してから斎場前や浜霊園、東側ではピープル作業所まで運行されています。福祉センターのためだと言われますが、そのような停留所から恐らく福祉センターに行かれる住民がおられるのでしょうか。それを考えますと、福祉センターの利用者の送迎用ではないということがはっきりしております。住民のニーズに応えるためにも、目的地までかなり遠回りしないといけない状況となっております。増便してほしい、土・日は利用できないので運行してほしいという声が寄せられています。本町も検討されるべきだと思いますが、そのことについてご答弁お願いしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

福祉バスの運行に関しましては、あくまでも総合福祉センターの利用者の送迎用として運行しているものでございまして、あわせて高齢者等社会参加を促す目的で町内を巡回しており、土曜日の運行につきましては、町の集中改革プランに基づき、経費削減のため総合福祉センターを休館とし、それに伴いバスの運行についても取りやめさせていただきました。

現時点では、総合福祉センターの土曜開館については考えておりませんので、それに伴い、福祉バスの運行についてもできないということでご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、増便に関しましては、三宅議員の答弁でもありましたように、介護保険計画策定に当たり、サービス利用実態調査の結果を踏まえまして、住民の方々の利便性が増すよう

なルートや運行になれるように検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

今まで福祉バスの運行につきましては、担当課のほうは、この忠岡町福祉バス運行事業実施要綱、これに基づいてずっとご答弁されているわけなんですけど、これを見ますと、忠岡町総合福祉センターを起点、終点に福祉バスを運行するというふうに書かれています。しかし、起点というのは、大体鉄道や道路などで言うと出発点ということでありまして、福祉センターのためではなく、いわば待機場所という位置づけであろうというふうには私は考えています。ですので、福祉センターとセットであるという考え方は大変おかしいのではないかというふうに思います。

そして、福祉センターは、社会福祉協議会に指定管理という形で本町から委託されておりますが、その中での協定書も交わされていますが、その中に福祉バスは入っておりません。こういうことから、福祉センターの事業でもないし、福祉センターのバスでもありません。このことから、土・日の運行、増便も検討していただきたいというふうに思います。

続いてちょっと言いますが、この要綱ですね。要綱ですから、議会の議決も要りませんし、本町が本当にやる気であればやれるというふうに考えております。平成27年から委託から直営に変えられました。経費削減、非常にこれは本町も努力をされたというところで、私たちもよかったというふうには思っております。しかし、住民のニーズにできていない、目的地まで行くのに大変遠回りになる。これは増便をすれば解決はできます。しかし、ルートも南海線から西側、さつき通りを走ってほしいという要望もあります。

それから、担当部長が先ほど言われました特に高月北は買い物に行くのにも、病院に行くのにも遠いという意見がある。というのは、福祉センターが閉まっても、土・日運行してほしいという必要性があるわけでございます。高石市はアンケート調査をして、福祉バスを8月から土曜日運行を始めました。コースも1コースから3コースにふやしています。本町もアンケートをせっかく取られたんでございますから、住民のニーズに応じて早期実現に向けて実施をしていただきたいというふうに思います。簡単に、すみません、答弁お願いしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

高齢者の足の確保については、必要性については認識をしておるところでございますが、先ほどの答弁と同じにはなりますが、福祉センターの利用者を、利用を促進するという意味で運行しているということが根底でございます。経費の節減等々を勘案させていただきまして、増便については今後検討していく予定でございますが、土曜日、日曜日の運行につきましては、現在のところでは難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

増便は検討すると、新たな少しは前向きなお答えはございましたけども、やはり土・日の運行、そしてルートの変更、そういったこともあわせてぜひ検討していただきたいというふうに要望しておきます。

では、最後の質問です。子ども医療費助成制度の年齢を引き上げることについてでございます。

子どもの貧困という言葉が、ここ数年使われるようになりました。支援策として、子ども食堂など他市ではいろんなことが広がっております。しかし、一番進めているのは子ども医療費の年齢引き上げであります。今では府下ではもう、昔はよく7割というふうに私は言うてましたけども、府下43市町村で中学校卒業まで、今までされていなかった豊中市はことし11月から、門真はことし10月から、お隣の泉大津市は今のこの9月議会で条例が出され、可決されるであろうということをおっしゃってました。来年4月から実施される予定です。もう府下では、中学校卒業までやっていないのは、茨木、高石、島本、忠岡町だけであります。高校卒業まで進めている自治体もふえてきています。もう子どもの医療費助成の中学校卒業までの年齢引き上げは待ったなしではないでしょうか。担当部長のほうから答弁お願いしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

府内の他の市町村との比較、状況等におきましては、もちろんそれぞれの団体の規模とか状況等も異なるかと思いますので、本町についても、これまで子ども医療費の助成制度の拡大につきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減し、また、子どもの健全な育成と福祉の向上を図ることから、非常に厳しい中におきましても、着実に年齢の引き上げを進めてきたところでございます。

また、子ども医療費の助成制度につきましては、少子化の流れに歯どめをかけて、社会の活動を維持していくためにも、自治体による格差のない医療費助成制度の構築等に向けまして、大阪府並びに大阪府等を通じ国にも働きかけていただきますよう、今年度も引き続き粘り強く要望しているところでございます。

議員仰せの中学卒業までの年齢引き上げにつきましては、引き続き子育て支援並びに子どもの健全育成ということを念頭に置きながら取り組んでまいりますが、非常に厳しい財政状況の中でございます。そういう中で、将来にわたって制度を安定的に維持するためにも、長期にわたる財源の確保の見通しを立てることが必要となることから、できるだけ早期に実施できますよう財政部局とも調整してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

河野議員、時間がないので、一言。

6番（河野 隆子議員）

はい、一言だけ。

慶應大学の調査では、12歳から15歳に医療助成制度を引き上げたことによって、入院数が5%減ると、こういった研究結果も出ております。国や府にも求めるとおっしゃっていましたが、どの自治体も自分、町独自でやっているわけなんですね。ですので、これを引き上げないということは子育て支援に逆行するというものでございますので、もうこれは早急に子どもの助成制度、15歳まで、中学校卒業までということを要望して終わらせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。



5番（是枝 綾子議員）

5番、日本共産党の是枝です。一般質問をさせていただきます。

まず最初の質問は、本町の不登校児童・生徒への支援と対応についてお聞きいたします。昨年10月27日付で公表された文部科学省の27年度の調査結果によりますと、小・中学校における不登校児童・生徒数は、12万6,009人、前年度は12万2,897人であり、1,000人当たりの不登校児童・生徒数は全国平均で12.6人、前年度は12.1人でしたので、伸びております。前年度よりも増加しております。また、不登校児童・生徒のうち年間90日以上欠席したのは57.4%を占めており、長期化しているのではないかと思います。

この1,000人当たりの不登校児童・生徒数を都道府県別で比較しますと、大阪府は、小・中学校合計では14.4人、全国で5番目に多く、全国平均は12.6人ですから大きく上回っております。本町のことし3月末時点の不登校児童・生徒数は、教育委員会からの資料では、両方の小学校で9名、忠岡中学校では20名、それで1,000人当たりのということで換算しますと、本町小・中学校では19.3人となり、大阪府平均の14.4人を大きく超えています。全国平均よりも高い大阪府の中の14.4人よりも5人も多いという、非常に忠岡町は多いという結果が出ております。ですから、なおさら他の市町村よりも厚く十分な支援が必要になっていると思います。これだけ多い不登校児童・生徒に対して、行政として一人一人に応じた支援や相談、安心して過ごせる居場所づくり等がきちんとできているのかが問われなければなりません。

しかし、本町ではその不登校児童・生徒が通う適応指導教室は、中学校の学校の校舎の中にしかなく、学校の外にはありません。学校の門をくぐれない生徒はそこには通えません。小学校の生徒は中学校の中の指導教室には行くことができません。それでも昨年度までは児童・生徒支援の加配教員が府から配置されていたので、適応指導教室は生徒の希望に合わせてすることができました。ところが、ことしの4月からはこの教員の加配がなくなりました。手の空いている先生がするという形になりました。なので本当に、中学生に関してですけれども、不登校の生徒の希望どおりに適応指導教室ができているのでしょうか、教育理事よりお答えをいただきたいと思います。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

今議員のほうから、本町の不登校の1,000人率、それを言っていましたでしたが、本町といたしましては不登校の実態については認識しております。

議員仰せのとおり、忠岡中学校では大阪府配置の加配教員が1名減少しておりますが、適応指導教室については、使用のニーズがある場合には、空き時間のある教員により、今までと同様、組織的に対応しております。

また、今年度より町単費でスクールソーシャルワーカーを雇用することにより、また府費負担のスクールカウンセラーとともに生徒への相談窓口を拡充しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

適応指導教室については、前年度と変わらないように対応していらっしゃるということでありました。ワーカーの方とか相談体制については次のところでお聞きをしたいと思いますが、まず、この適応指導教室のことについてお聞きをしております。

学校が居場所でない不登校児童・生徒が、安心して過ごせる居場所が適応指導教室ということになります。私ども議員団は、7月にお隣の泉大津市の教育指導センターの中にある適応指導教室、スマイルステーションを視察してまいりました。泉大津市は学校の外に適応指導教室があり、小学校の中にはないので、小学生はこちらのスマイルステーションのほうに、そして3つの中学校のうち2つの中学校の中には適応指導教室があるので、生徒の状況や、また生徒の希望に応じて、中学校の中にある適応指導教室か、こちらの中学校の外にあるスマイルステーションか、選べます。

午前中は学習プログラム、午後は自然・文化等の体験、学生ボランティアとプールに行ったりもしています。この適応指導教室、このかたい名前ではなく、スマイルステーションと言われております。そこは児童・生徒は私服です。制服は学校を連想させるため袖を通さない子どももいますので、私服だそうです。ここが安心できる居場所となり、自分を見つめ直したり、自分のやりたい文化・自然と触れ合うという、とてもいい取り組みをされているところでありました。忠岡町にもこういう適応指導教室があったら不登校児童・生徒はどんなに救われるかと思いました。本町のように、空き時間の先生が交代しての対応では、安心してそこにおられる、過ごせる居場所づくりはできません。

このように、本町に唯一ある忠岡町の中学校の中の適応指導教室が、他市に比べ十分ではない状況にあります。また、学校に行けない生徒は通えませんし、忠岡小学校、東忠岡小学校の不登校の児童は、中学校の中の適応指導教室には行ってはいけません、通えません。この子どもたちを放置していいのかということになります。

他の市や町では、独自の対応策をとって不登校への支援や対応をいろいろ行っておりま

すが、本町も町独自で予算も組んで、今度は学校の外に小学生も通えるように適応指導教室をつくるお考えはありませんでしょうか。これは施設整備に関するということにもなっていますので、その課長も兼ねている教育部長よりお答えをいただきたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

町独自の適応指導教室等々についてでございますけれども、まず議員ご指摘のとおり場所の確保が必要でございます。とりわけその場所というものにつきましては、児童とか生徒の心理面に配慮した場所の選定が何よりも重要ということになります。そういったことから、今現在そういった適切な場所がなかなかないというところがございますし、また、それを整備する財政的な問題もございますので、なかなか早期にそういった対応ができないというようなところがございます。そういうようなところがございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいというように思います。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

場所の問題ということで、生徒・児童の心理面に配慮をするならば、学校の中につくらないほうが配慮するということになるのではないのでしょうか。同じ生徒や、また学校というところに行けない子どもたちというのは、そもそもから行けないわけですから、そういったところも配慮してやはり考えていただきたいと思います。

忠岡町の子どもたちが、泉大津市のこの適応指導教室に、じゃあ近いから通えるかといったら通えませんか。ですよね。だったらやっぱり同じ義務教育やのに、泉大津市の子どもは通えるけれども、忠岡町の子どもは中学校の中にしかないということですので、たまたま忠岡町に住んでいるがために受けられる教育の支援が違う。いや、ここまで大きく違ったらやはり問題ではないかと。

忠岡町のこの19.3人というこの数字が、大阪府下でも高いんじゃないですか。平均よりもかなり高いと思います。全国よりも高い大阪府で、その府の中でもまださらに5人も多いという、そういった状況をつくっているのは、ここが問題ではないかというふうにも思います。

ですから、こういった受けられる教育支援が、こんなにも大きく雲泥の差で違っている

ことがあっていいのかどうかという、この認識についてお聞きをしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

どちらに。

5番（是枝 綾子議員）

教育の支援という内容ですので、理事のほうから。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

同じ小学生、中学生、いわゆる義務教育の中で、ほかの市町村と同じような形でというご指摘の部分ですが、確かに本町において例えば学校の外というところが現在ございません。ただ、その分、町単費でつけていただいているスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の部分では、他市町村でない部分のケアとかをさせていただいていると思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

スクールソーシャルワーカー、本当にありがたいです。配置ね、よくしていただいているということで。ですが、居場所づくりに、適応指導教室にかわるというものにはなかなかないと思います。「じゃあ、毎日ソーシャルワーカーのところに通います」と言われても困ると思うんです。どこに行ったらいいのかということになります。やっぱりそれはそれで、そういった相談が必要なお子さんの部分ということでソーシャルワーカー、そういう制度があり、目的が違います。適応指導教室の目的とソーシャルワーカーの役割、違いますね。だから、それはそれでやっぱりいい面は続けていただきながら、おくれる面を引き上げていく、前進させていくということに努力をぜひしていただきたいと思えます。

では、不登校問題の2つ目に移らせていただきます。訪問相談が本町ではほとんどありません。訪問相談を実施することについてお尋ねをいたします。

現在、忠岡町では、先ほどおっしゃられた町の独自の予算でスクールソーシャルワーカーによる相談を多く行っていただいております。これについては回数が他の市町村よりも多いというふうに言われています。訪問ではなくやっぱり学校に行くという形のほうが中

心のようにあります。

不登校の子どもを持つお母さん自身が、やはり子どもが学校に行けていないということで、いろいろ精神的にもちょっと疲れてくるということで、そうなると子どもとの関係がよくなりません。やはりお母さんが元気にならないと子どもとの関係もよくなりませんし、子どもにもいい影響を与えないということです。そのお母さんへの訪問相談ですね。忠岡町はほとんど見られません。泉大津市ではそれをされております。学校の先生やスクールソーシャルワーカーでもない、カウンセリングの専門家による訪問相談ということも必要ではないかというふうに思いますが、訪問相談を本町でも実施するお考えはありませんでしょうか、教育理事のほうからお願いいたします。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

先ほども申しましたように、本町としては府費及び町単費で小・中学校にはスクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカー配置ということで、保護者への相談窓口を拡充することにつながっております。また、これまでも各校においては担任が中心となって、児童・生徒や保護者にも寄り添った支援体制を構築できるように取り組んでいるところでございます。

なお、議員ご指摘の学校以外の訪問相談の実施についてですが、現時点では適応指導教室のような専門的機関や体制がなく、実施は困難と考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

専門的な機関というものが無いということでもありますので、そういった専門機関と相談しながら、どういった相談活動が必要であろうかというふうなこともやっぱり研究もしていかないと、自分たちだけで完結しようというのはちょっとなかなかね。学校の先生は教育の専門でありますけど、不登校の専門ということではないかと思っておりますので、そのあたりはぜひ専門機関と相談をしてぜひ進めて、考えていただきたいと思っております。

学校の担任の先生もやっぱり不登校の生徒のことが気になるということで、頑張っ、忙しい中、行っていただいているんですが、どうも学校の先生が訪問、家に訪ねてくる

と、「学校に来なさい」と言わなくても、学校に行かなあかんというふうに来られたほうはやっぱ思うそうなんです。ちょっと行っていない、行かせていないという後ろめたさとか、そういったこともありますし、お母さん向けのカウンセリングとしてというふうに考えて、学校に来させるとかいうふうな、そういうカウンセリングではなく、そういうお母さん向けのカウンセリングとして訪問相談もぜひ考えていただきたいと思います。

保護者が鬱状態になってしまったらそれこそ本当に、じゃあ教育委員会が全面的にやってくれるのかといたら、そうもいかないわけですから、やはりそこは大事なところなので、お母さん、お父さん、保護者が元気になるようにというふうな、泉大津市でもやっておられる訪問相談を本町でもぜひ実施をしていただきたいと。その検討に向けていろいろ考えていくと。いや、考えること自体も今されてないと思いますので、調査研究ぐらいはしていいんじゃないでしょうか。その点はちょっとお聞きしたいと思います。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

今の議員のご指摘の部分についてですが、学校の先生も当然不登校の部分も、実際に教師という仕事につく上では研究しておりますので、学校と協力しながら今後も続けて子どもを見守っていきたいと思います。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

どうも学校の先生は自分とこで抱えたがるというか、頑張ろうとするんですけども、先生自体もやっぱり今、先生の過密労働、ブラック的な労働実態になっているということですので、あまりそこで頑張っていたきたいというふうには、いろんな方々の連携で支えていく、支援をしていくということで、そういった意味で私、質問させていただいています。頑張れということではなく、自分とこだけで教育の、学校内だけで頑張るということではないという方法も1つの方法であろうということで提案をさせていただいておりますので、ぜひ一度検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

不登校問題の3つ目は、大学生など児童・生徒に近い学生による訪問や適応指導教室のかかわりについて、本町で実施するお考えはありませんでしょうか、これも教育理事よりお願いいたします。

教育部（土居 正幸理事）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

家庭訪問を実施するに当たっては、本人及び保護者との信頼関係、まずこれが構築されていること、並びに不登校に関する専門的な知識・理解が不可欠でございます。以上の要件を満たさない者が訪問する場合は、状態の悪化等のリスクが生じることも懸念されます。各学校におきましては、これらの条件を満たした教員が家庭訪問を実施しております。以上のことのように、本町におきましては現状では大学生等による訪問については考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

訪問やということで、もう一つの適応指導教室でのかわりについてはどうお考えでしょうか。その点はお答えいただかなかったので、よろしくお願いいたします。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

適応指導教室での例えば大学生のかわりという部分は、今後当然募集とかも、なかなかボランティアもない状況でございますので、そのような状態も見ながら考えていきたいと思っております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ぜひ1つでも前進、今やっていることから全然何も新たなことがないというような状況は脱出していただきたいということで、ぜひ考えて進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、子どもたちの居場所づくりという点もぜひ考えていただきたいと思いますので、これは町独自の予算を組まなければできないことですので、財政当局のほうもぜひしっかりと、子どもたちの将来がかかっているということですので、考えていただきたいと思います。

次に、保育所の待機児童の問題についてお聞きをいたします。

町長は、昨年度までは待機児童ゼロの方針で、毎年4月1日時点の待機児はゼロにしてこられました。ところが、この春、正規職員の保育士を採用せず、パート保育士の大量退職があり、たちまち待機児童が年度当初から4名も出てしまいました。保育士がいないということでの待機児童です。保育する部屋は空いて、余っています。

3月議会でも緊急に正規職員の保育士を採用するよう求めましたが、忠岡町は財政健全化のため、町がみずから決めている現在の職員数175名という数字を越さない、1名もふやさないという姿勢のため、保育士が採用されませんでした。パートの保育士さんの募集でしのごうというものでした。

しかし、保育士は重労働なのに低賃金で、保育の学校を出ても保育士にならないで別の職種につく方が多く、今、保育士不足が深刻な社会問題になっています。保育所運営費に対する国の補助の公定価格が低いことも、保育士の低賃金を招いています。

4月1日の国の基準に基づく待機児童は、本町では0歳児4名でしたが、そこから全く解消がされず、9月1日現在の待機児童は、0歳児が6名、1歳児が2名の8名にふえています。産休が終わったのに、保育所に入所できず、育児休暇に入ると待機児童にカウントされないため、数字にはあらわれない隠れ待機児もたくさんいます。

忠岡町の保育の需要がふえている原因の1つが、忠岡町の人口ビジョンと、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という地方創生のメニューに、子育て世帯の移住や定着を進めて、人口の減少をとどめようというものですが、これはいいことなんですが、保育需要の受け皿の整備がここに抜けていたということのために、需要と供給のアンバランスが起きて、待機児童がふえていると思われまます。

保育のニーズ調査に基づき、必要量見込みを決めた忠岡町の「子ども・子育て応援プラン」をつくったときは、人口ビジョンとか人口減少とか地方創生とか、そういったことは言われていませんでした。ですので、こういったものが反映されていません。でしたらこの計画の見直しをすべきではないかと思います。そして、ここには確保方法と供給体制も書かれておりますが、今の現状でいけるというふうに、32年までいけると書いてありますが、そういった確保方法と供給体制の方針もやっぱり見直さなければならぬと思います。これは教育行政に求めておきます。

きょうの質問は、緊急に今すぐ正規職員の保育士を雇用することを求める質問ですので、人事の部署に質問いたします。



175名の職員数よりふやさないという方針で、パートの保育士しか募集せず、待機児童が保育所に入れて問題が解決できたでしょうか。パート保育士でしのごうという忠岡町の確保方法と供給体制の方針に、誤りがあったのではありませんか。この点についてどう認識されていますでしょうか、公室長さんよりお答えをいただきたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今、ご質問の中にもございましたように、本町といたしましては臨時職員と臨時保育士ということで対応してまいりたいということで考えておりました。教育委員会のほうでは募集はしていただいておりますけれども、なかなか雇用には至っていないというところがございます。

本町の職員の採用でございますけれども、職種や採用数におきましては、当然財政面はもとより、事務事業の広域化あるいは効率化、また将来的な見通しなども総合的に勘案しまして、計画的に採用しなければならないというふうに考えております。国あるいは府の施策、あるいは並びに近隣の動向を注視しながら、今後も進めてまいりたいと思っております。

今般ご質問のように、保育士の採用につきましては、待機児童の解消を図るためには必要であるというふうに十分に認識はしているところでございますけれども、この平成31年度に認定こども園が開園される際の園児数の動向、あるいは東忠岡保育所また東忠岡幼稚園に保育士、教諭、これらが集約されるということを見据えますと、なかなか難しいところもございまして、保育士の採用につきましては引き続き検討、協議してまいりたいというふうに考えております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

31年、新しく認定こども園ができるまではなかなか採用に踏み切らないような、結果としてそういう答弁だったと思います。

この地方創生の「まち・ひと・しごと」の中に、28年度の効果検証のところも、町長は待機児ゼロというのをやめたと言っていないけれども、やると言っていますね。「ゼロ人を継続します」って、ここにもずっと書いています。31年度はゼロ人継続、ゼロ人、

ゼロ、ゼロ、ゼロで行きますというふうにここで書いていますし、こっちはK P Iという、重要業績評価というK P Iにも掲げているんですね。「待機児ゼロを継続します」と、「待機児ゼロをやります」と言っている。この28年度はよかったけど、29年度はどう評価するんだろうかということでもあります。「ゼロでいく」と言ったのにゼロでいってないということやったら、手を打たないといけないということになるわけです、即。

だからこういう、やっぱり地方創生のメニューで、子育て世帯が住宅取得したら最大20万円の助成金がもらえるという、それを使って申請された方だけでも、27年度が20件、28年度が30件、29年度が18件、今現在です。で、68件の方が申請して受けておられるんですが、新しく転入してきた人が29世帯あるんですね。確実にこの人はニーズ調査のときいてなかった人でありまして、だから29世帯分の子育て支援の受け皿は、ここで考えておかなければいけなかったのに考えていないし、見直しもされないということですから、こんなことが起きているということです。こういう問題を放置して問題を解決しようとしなないという姿勢が、忠岡町の今の問題ではないかというふうに思います。

そこで、公室長さんにもう一度お聞きしますが、人口減少対策のために住宅取得にお金を出して呼び込む。これはいいんです、ここまでは。ここからですよ。保育需要がふえるのに受け皿の確保策をとっていなかった。このことについてはどう認識されているのでしょうか、手短かにお願いをいたします。

町長公室（原田 毅公室長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今おっしゃられました地方創生の事業ということで、本町が提案したものでございますけれども、この制度の補助対象世帯になっておりますのが、原則として小学校6年生以下の子どもがいる世帯ということでございまして、必ずしも保育所に入所されるというようなものではないというように思っております。

しかしながら、何人かは保育所のほうに入所されている方もいらっしゃる、あるいは待機されている方もいらっしゃるかもわかりませんが、やはり待機児童が発生するという理由ですけれども、景気が上昇しないということと共働き家庭がふえている、あるいは核家族化が進んでいる、また女性の社会進出が進んでいるというところが大きなところではないのかなというところで、あくまで一般的な考え方でございますけれども、本町にも当てはまるのではないかなと思います。

しかしながら、先ほど申し上げましたけれども、待機児童の解消には努めていかなければ

ばならないというように考えておりますので、今後の動向を見据えた上で保育士の確保について検討してまいりたいというふうに考えております。

5 番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

保育に欠ける子どもを保育しなければならないという責任は、法律がいろいろ変わっても残っているわけですから、ぜひその法を遵守していただくということと、今後、あと数年したら留守家庭児童学級が、今度は待機児童がたくさんなるということが想像できますので、そのことも含めてやはり起こっている問題についてちゃんと向き合っていただくということで、早く問題を解決するために役所があるわけだと思いますので、問題を放置するためではないと思います。ここはちゃんとぜひ考えていただいて、認定こども園ができてからというふうな、そんな待ってられませんので、ぜひ考えていただきたいと思いません。

3つ目の点については、質問だけはちょっとさせていただきたいと思いません。一言、3つ目の質問は、町立の保育所の保育時間を朝7時から改善をしていただきたいと。7時半からしか開いていませんので、チューリップ保育所は7時からですので、どうしても7時から入りたい人はチューリップ保育所のほうを申し込むしかないということでもありますから、大半の、府下の公立保育所の8割ぐらいが朝7時からの保育時間になっておりますので、本町の保育所も7時から開設されるお考えはございませんでしょうか、担当部長さんよりお答えをいただきたいと思いません。

議長（和田 善臣議員）

担当部長の答弁をもって終了しますので。

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

公立保育所の保育時間につきましては、議員仰せのとおり、府内でも7時から開所しているところ、もちろんございます。本町につきましては、先ほどご質問にあったとおり町内の民間園、チューリップ保育園のほうは朝7時から開園しておりますので、電車通勤などで市内などに行かれる方につきましては非常にありがたいというふうなお声も頂戴しております。

町立保育所の保育時間の変更につきましては、まずは町立保育所において保護者等に対しましてアンケートなどを実施したり、ニーズもちょっと調査してみたいなというところを思いません。また、あわせて勤務時間の変更となるというところもございますので、職員

の配置体制等についても精査する中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5 番（是枝 綾子議員）

議長、一言。答弁はもう要らないです。

議長（和田 善臣議員）

一言。

5 番（是枝 綾子議員）

ぜひアンケートを取っていただいて、よくニーズを把握して進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第5 議案第33号 平成28年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第33号 平成28年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

本件は、平成28年度、未処分利益剰余金のうち、110万7,000円を減債積立金として処分いたしたく、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより議案第33号 平成28年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

次に、日程第6 議案第34号 大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第34号 大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴い、老人医療費助成制度の廃止、障害者医療費助成制度等については、老人医療費助成制度との整理・統合を図ること、及び対象者や対象医療の見直しなどを一括して改正するため、本条例を制定するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

3点、お聞きをしたいと思います。

まず1点目は、来年4月から府の福祉医療の再構築に伴って、老人医療がまず廃止をされます。この府の老人医療の廃止で対象から外され影響を受ける人、困る人の人数はどのぐらいいらっしゃるのかということが1つ目です。

そして2つ目は、これは老人医療の廃止のことではなく、この福祉医療制度の再構築の部分の、ひとり親と乳幼児以外の、また障がい者医療の自己負担の変更で、誰にどのような影響がどのぐらいあるのかということです。

3点目は、これはひとり親家庭も含めて、残った3医療ですね、福祉医療の方全てを対象に、精神病棟への入院への助成が対象外に、助成の対象外になるということです。どれだけ影響が出るのか、負担増になるのかということについて、3点お聞きしたいと思います。

担当部長、お願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

すみません、2点目のご質問について、もう一度、ちょっと確認をさせていただきたいんですが。

5番（是枝 綾子議員）

改めてですか。

議長（和田 善臣議員）

はい、どうぞ、是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

自己負担額の具体的事例ということで、以前、町のほうからいただいておりますが、その話です。月2日程度の撤廃がありますね。その問題と月額上限額の部分ですね。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

そうしましたら、まず1点目でございます。老人医療費助成制度の廃止に伴いまして影響を受けるであろうと、一応予測される方たちでございます。現状利用されている方と、これから年齢到達等で加入される方を含みまして、3年間で一応121名の方たちが影響を受けるというご予定でございます。

2点目の、一部自己負担の関係のことでございますが、ひとり親、乳幼児につきましては現行どおりで、老人医療と障がい者医療の方たちにつきましては、今まで月2日限度というのがございましたんですけれども、その部分が撤廃ということになりますので、2日以降もご負担していただくと。月の上限額につきましては、今までは月2,500円ということがあったんですけれども、こちらのほうが月の上限額が3,000円ということに変わっております。

3点目の分につきましては、精神病床への入院につきましては、今回の再構築によりまして精神病床への入院は対象外ということになります。ただし、平成30年3月31日時点で福祉医療の対象者は、3年の経過措置がございます。

以上でございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

1点目は121名の方の影響ということで、これは現在受けている方と、あと今後3年

間の経過措置の間に65歳に到達するであろうという、移行されるであろうという方も含めての数ですね。そういうことですね。あと、その3年の経過措置以降はもつとなるわけですね。ということですね。その点についてと。

それと自己負担額、月2回、忠岡町からいただいている資料では1医療機関、月に2日までの負担でよかったんですけども、8日間通ったら8日間とも500円払わないといけない。3,000円でとめることができるということですから、1日目300円、2日目500円で済んでいたものが、ずうっと行くたびに全部500円要るということで、3,000円で返ってきたとしても800円で済んだものが3,000円になるという、これがずっと毎月、これ1カ月ですから、それが1年間、何年間も続くと大変だろうというふうに思いますが、そういうことですねという確認と。

あと、精神の入院対象外になりましたらどのぐらい、1カ月の負担ですね、入院というのはあるんだろうかということで、月の負担がどのぐらいふえるんでしょうかというのはわかりますでしょうか。その点についてちょっと教えていただきたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問の1点目でございますが、老人医療制度から外れていく方は、今申し上げました予定者も含めて121名が今の見込みでございます。ただ、今回の制度改正につきまして、障がい関係のほうの療育手帳Aの方は今までどおりですが、B1の方と、それから精神障害者保健福祉手帳1級の方たちが、今回の制度改正で新たに医療証を持てるということにつきましては、この方たちにとってはよかったのではないのかなと思うところはございます。

あと2点目の、2日限度を撤廃されて、月の限度額が変わったということでございます。こちらにつきましては、もちろんご負担が一たんふえるということにはなるんですけども、今までの月の限度額は2,500円でございます。3カ所、4カ所行った場合は2,500円以上ご負担された場合は、申請していただいたら償還払いという形でお返しをさせていただいております。こちらのほうが3,000円を超えたら、自動的に3,000円を超えておりますので申請してくださいねという文書をこちらのほうからお送りさせていただくことにはなりません。ご負担がふえるではないかということのご指摘につきましては、実際ふえるということはこちらのほうも認識はしております。しかし、今後ふえていく医療等、いろいろなことを総合的に考えて改正のほうはなされたものということで、こちらのほうも協力していかなければならないのかなという認識にはございま



す。

それと、精神病床の入院の方たちのご負担はどうなるのかということでございますが、今、国民健康保険ご加入の方につきましては、精神病床の方たちの分につきましては任意給付というのをやっております、そちらのほうで対応のほうはさせていただいておりますので、この医療で入院が対象外となったとしても、国民健康保険に入られている方につきましては今までどおりご負担がないということにはなりません。ただ、社会保険の方たちの分については、入院の分についてはご負担していただかなければならないということになりますので、負担増ということにはなるかと思えます。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員、これで3回目ですので、よろしくお願いします。

5番（是枝 綾子議員）

影響を受ける方の人数が121名と、そして療育手帳のB1の方や精神の1級の方については対象が広がるということでありますが、影響を受ける人のほうが大きいということですので、そういった本来はもう少し拡充をしなければいけない人、そういった削ってそちらのほうに持っていくという、削るほうのほうが多いんですね。拡充するのはわずかということなんです。

月2回の部分についてということで、ちょっとお聞きしたんですが、2,500円が3,000円になるのではないかと、500円上がるだけじゃないかと思われるけれども、実は、例えば整骨院なりいろいろ、そういった1カ所の医院に何回も月のうち通うという方にとっては、2,500円は負担してなかったけど、800円だったのが今度3,000円になるという、これは忠岡町が資料をくれてるんですよ、こういうケースがありますということで。最も負担増になる方のケースということでいただいております。ですから、500円だけが上がるのではなくて、800円が3,000円の2,200円アップになるということだというふうに思います。その負担増になるということは認識していただいているということではありますが。

それとあと、精神の入院の方については、社保の方についてはやはり負担増になって、月に十数万円という負担増になるであろうということをはっきりしていますので、こういったことをひとり親家庭の方まで外すということで、大変なことだと思います。負担ができるような方なのかどうかというのを関係なしに、負担は3割負担、もしくは70を超えていたら2割負担ということで、大変だと思います。そういったことですので、負担増になるということはわかりました。そういったことで、ちょっとこういう問題があるなというふうなことが明らかになったと思います。

質問は以上です。

議長（和田 善臣議員）

答弁はよろしいですね。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

反対討論ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴う本町条例改正、というよりも改悪ですね、について、日本共産党議員団の意見を申し上げます。

質疑応答で明らかになったように、今回の大阪府の福祉医療助成制度の再構築の最大の問題は、老人医療制度が廃止になる、廃止されるということです。その老人医療助成廃止の影響を受ける方は、他制度に移行される方を除いてということですが、先ほど121名という数字をおっしゃられたので、ここでは121名の方が影響を受けるということになります。

3年の経過措置が受けられるということですが、3年後は何の助成もないわけがあります。その121名の方は、特定疾患や自立支援医療で精神通院医療を受けている方です。大変、生活が一変するものであります。3割あるいは2割負担となります。

さらに問題なのは、医療機関での窓口の負担が、老人医療が廃止され、障がい者、ひとり親、乳幼児の福祉3医療のうち、障がい者医療については月2回という、月2日程度が、これが撤廃され、月額上限額が2,500円から3,000円になります。月500

円の値上げだけのように思われますが、1医療機関・月2日限度という、この支払いが月に行くたびに500円までは負担をしなければいけない。何日でも払わなければならない、忠岡町の保険課が出していただいている資料でも、ケースとして月800円の負担で済んでいた方が結局は月3,000円の負担になるということで、2,200円も負担増になる、大変な負担増であります。

そして、もう一つの問題は、老人医療が廃止され、残された福祉3医療の全てに共通することですが、精神病院への入院は福祉医療費助成の対象外、もう見ませんという、何と冷たい大阪府でしょう。ひとり親家庭のお母さんが精神病床に入院しても助成がされないということで3割負担、こんな負担増というのは安心して医療にかかれなくなるということでもあります。

このような多大な影響と負担増、府の制度改悪とはいえ、町の条例改正で行うというものですから認めることはできません。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

原案に賛成討論はありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号 大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第34号 大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第7 議案第35号 忠岡町貸菜園条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第35号 忠岡町貸菜園条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、本町馬瀬2丁目に設置している第4菜園について、土地所有者から返還の申し出があったことにより、平成29年11月30日をもって同菜園を閉鎖いたしたく、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第35号 忠岡町貸菜園条例の一部改正についてを採決いたします。  
原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第8 議案第36号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第36号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2,666万8,000円で、これを補正することにより、予算総額は64億7,416万8,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税340万7,000円を計上、特別交付税912万5,000円を計上、第14款 府支出金で、福祉医療費助成制度システム改修補助金178万2,000円を計上、第18款 繰越金で、前年度繰越金852万7,000円を計上、第19款 諸収入で、後期高齢者医療特別会計繰出金前年度返還金287万2,000円を計上、児童手当国庫負担金過年度収入25万5,000円を計上、介護保険特別会計繰出金前年度返還金7万9,000円を計上、障害者医療費(更生医療)国庫負担金過年度収入26万3,000円を計上、自立支援医療(更生医療)府費負担金過年度収入35万8,000円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金800万円を計上、総合管理業務委託料573万4,000円を減額、福祉医療費助成制度システム改修委託料356万4,000円を計上、第3款 民生費で、前年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金702万1,000円を計上、前年度障害児通所給付費等国庫負担金精算返還

金27万3,000円を計上、地域支援事業繰出金（包括的支援事業・任意事業）59万1,000円を計上、職員給与費等繰出金90万2,000円を計上、事務費繰出金4万2,000円を計上、前年度未熟児養育医療国庫負担金精算返還金27万円を計上、前年度年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金精算返還金15万円を計上、前年度臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金精算返還金3万9,000円を計上、前年度臨時福祉給付金等給付事務費国庫補助金精算返還金31万4,000円を計上、前年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金精算返還金99万1,000円を計上、前年度子どものための教育・保育給付費府費負担金精算返還金49万5,000円を計上、前年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金精算返還金8万4,000円を計上、第4款 衛生費で、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算負担金285万4,000円を計上、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算金619万9,000円を計上、第10款 教育費で、前年度子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業分）国庫補助金精算返還金61万3,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

第4款、クリーンセンター費の賠償金619万9,000円についてお聞きをいたします。これまで何度も論議をさせていただきました。8月30日の総務事業常任委員会協議会でもお話をさせていただきましたので、簡潔にお聞きをしたいと思いますが、本来は長期包括の事業として3億5,800万円で運営をされているはずであります。

そこでお聞きしたいのは、1点目は、28年度の点検修繕費、計画では8,000万円となっておりますが、労務単価の上昇でこの金額が足りなくなつたのでしょうか。国土交通省の指導だと言っておりますが、忠岡町でこの確証もなく公金を出していいのかという点でお聞きをしたいと思います。

2点目は、忠岡町が支払った公金は、ちゃんと労務単価として仕事をされた方々に渡っているのでしょうか。4年間で31%アップということですから、30万の収入のあった人が40万円にふえる、40万の収入のあった人は52万円にふえる、こんな人たちが本当にそんなにふえているのかなというところが、疑問であります。

ご承知だと思いますが、財務省が9月1日に発表した2016年度の法人企業統計によると、資本金10億円以上の大企業は、税金もかからない、使い道もない内部留保というお金がどんどんふえて、403兆円になったと書かれております。安倍晋三政権が発足をした12年度と比べますと70兆円もふえた。大企業はぼろもうけをしている。アベノミクスの結果だというふうに思いますけれど、これは役員報酬も株の配当もふえておりますが、一方、労働者の賃金はどうかといえば3.6%の増にとどまっている。おまけに、この間の物価は5.0%上昇したので、実質賃金は下落している。これは財務省の報告なんです。

こういうもとの、今言ったような賃金の引き上げが実際行われているのかどうか、その点について、2点お伺いしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

まず第1に、平成28年度の計画に沿っての部分でございますが、ご存じのように、平成20年において、この10年間の長期包括の契約を結んでございます。その中で、28年度にこれだけの保守工事をするというような形の部分を組んでいるわけでございます。で、平成20年の時点でその労務単価、平成20年のときの部分で計算をした金額で出てきている部分でございます。8,000万幾らのお金がかかっている中で、その部分が公金ですか、が足らなくなったから上げるのかという部分につきましては、あくまでこれは労務単価が上がった分の部分で計算して、その部分を上げさせていただいているという考えでございます。

2点目の、渡っているかどうか、従業員さんに渡っているかどうかというような部分につきましては、JVのほうから出ております誓約書を1枚取らせていただいております。それ以上に、渡っているかどうかという確認は、町のほうではやってございません。

以上でございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ポケットマネーならいざ知らず、公金の支出ですから、やっぱりそうした根拠はちゃんと明確にさせていただきたいなというふうに思っております。

28年度、8,000万実際に工事したかどうかという点については、今、どれぐらいの工事をされたかという報告はございませんでした。ございませんでしたということは、わからないということでしょうか。それともこの8,000万の中で、前回聞いたときでは2,800万ぐらいの工事だというふうに報告されていまして、1年前はね。そういうふうな数字が出ているのかどうか。

私が心配しているのは、それを超えてなお8,000万以上の修理をしたというのであれば、これは支払うことがあり得るだろうと思うんですが、その8,000万以内でおさまっているものをわざわざ出す必要が本当にあるのか。これはお互いのリスクも考えながら、10年間で、お互いそれぐらいでいきましょうかということで契約したわけですから、その枠内でおさまっているものであればあえて公金を追加支出する必要はないというふうに思っています。それで、本当に8,000万以内におさまっているのかどうかね、その点ご報告がありませんでしたので、これはぜひお教えてください。もし超えていなければ、それは払う根拠になるのかなというふうに思います。

2点目ですね。その労務単価の引き上げというのは、国土交通省に言われたからそのまま出していますよという感じでいつも出ているんですけどね。これは以前の国会でも論議されてるんです。

これは民間の企業に対してですけれど、国土交通大臣が一番大きなウエートを占める建設業界ですね。ここに対して賃上げの要請をした。それについて業界ではその声に応えようという決議を上げた。賛同してくれたということで、ひょっとしたらこれは出ているのかもしれませんが、しかし、実際はどうなのかという点についたら、これは担保することができているのかどうかといえ、国は指針をつくりました。相談の窓口もつくって調査もしたけれど、後で明らかになったのは東日本の震災の処理、ここでは大きな未払い、中抜きの問題が起こっている。つまり、業界は決議を上げて、賛同して「やりますよ」と言うたけれど、実際は働いている人たちの手に渡っていない。こういうケースが明らかになっているんですね。これは国会でも論議して、「これ、どないするんや」と言うて、本当に働いている人たちにちゃんと渡るような保証と担保、これがなければなりませんよと、こういう論議になっているんです。

忠岡の場合はどうかといえ、今部長さんお答えいただいたように、JVの業者が誓約書ですかね、これを持ってこられたということが、今お返事がありました。しかし、実際に支払い証明であるとか、そうしたものが上がってこなければ、実際は幾ら払われているのか。これは東日本大震災の例ではありませんけど、わかりませんし、その人たちがもらっていないというようなことも十分あり得るわけですよ。

これ、国会で論議されているというのは氷山の一角です。いろんなところが、いろんな業界でこういうふうなことが行われていますんでね。私たちも忠岡町の公金がちゃんと、



国の言うてるように働いている人たちに渡っているんかどうか、それが心配なんですよ。もし渡っていたら、先ほど申し上げたような、大企業はぼろもうけしたけれど、働いている人たちの実質賃金は下がっているんですよと、こんなことにはならないのではないかと、いうふうに思っています。ですから、単なる誓約書だけではなしに、支払ったという証明ね、こうしたことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

労務単価を上げた部分について、従業員さんのほうに渡っているかどうかという部分につきまして、これは何年か続けて出している部分でございます。その都度ご答弁させていただいていると思うんですが、忠岡町の中で、その業者さんがそちらのほうへ払っているか払っていないかというような形の部分、また我々、この誓約書というのも、これは国のほうで「ここまで取りなさいよ」という書式が出ておりますので、それに沿って業者さんと交渉させていただいて、出しているものは出していると考えてございます。

個々の業者さんが個人に対して出している部分について、業者に対してそこまで出してくださいということが可能なのかもちょっとわかりかねる部分がございます。個人情報というような形のあるのかもわかりませんし、その辺につきましては私のほうでこうさせていただくというような、ここで答弁できかねますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、第1点目の去年の計画の修繕工事の金額でございますが、3,680万円、28年度ということになってございます。その形でお答えさせていただいております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

3点目の数字はお教えいただきました。3,680万円ですね。ただし、忠岡町が支払っているのは8,000万円です。これは差額が返ってくるのかどうかといえば、これは部長さん、返ってこないですね。はい、うなずいておられます。これは渡しきりということですからね。この範囲内でおさまっているのであれば、まあここまで請求をされるほどのものでもないというふうに、これは思うんですよ。

それともう一つは、労務単価。これは実態についてはなかなかお調べいただけていないですね。実態というのは、私、予算委員会的时候もお話しさせていただきました。私どもが各、働いている現場に飛び込んで調査した他府県の情報ですけれど、実際に示されている基準の、たくさん出しているところで7割、少ないところは4割しか出していない。そういう実態が出てきているんですね。

これは公的な調べであれば直ちにもう支払いをストップしてもらいますけどね、私的に調査したところでもそんな大きな開きがあるということがわかっているわけですから、やはり忠岡町もその実態を調べていただいて、公金の支出ですから一定合理性がある、必要性があると認められるような中身にさせていただきたいと思っているんです。

先ほどの8,000万も支払う予定になっている工事が3,680万で済んでも、これは忠岡町に残りのお金が返ってくるわけではありません。業者がその分、もうけにつながる中身になるんですね。その上にですよ、なおかつ労務単価として上積みをする、こういうやり方がいいのがどうか。

これは町財政が、楽ですよ、幾らでも財源がありますよ、こういう町であれば、国の言うとおりにおけばいいだろうということで済ます場合もあると思うんです。でも、町財政が、私どもではなく町自身が厳しいとおっしゃっているときでしょう。町自身が厳しいとおっしゃっているときにそんな基準でお金、公金を出していいのか。このお金はもっとほかに使えばもっと生きてくる。子どものためにも、いろんなところに住民の暮らしの役に立つお金として使えるものだというふうに思っていますからね。これはもっと交渉して、この金額は全体から見て多過ぎるのではないか。この交渉はもっと必要なんではないでしょうかね。特にこれは長期包括の事業ですから、一般の事業の労務単価の値上げという単純なものとは違います。その点ではやっぱりもうちょっと担当の部長さん、私はいつも立派に仕事をされる人だということで尊敬してますよ。そうした方がちゃんと対応してもらい必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

確かにその払っている部分ですね、新たにまだあと29年、30年と改修工事、計画がございます。その中で下請業者のほうにその部分の設計を組むのが、今回、毎年上がってくる労務単価で設計を組むと。まあ、同じことの答弁になるんですが、平成20年の時点の労務単価というのが基準になっていますので、積算が積み上がってくる部分について、この部分で上がった時点の部分が、基準は平成20年で、25年に上がった部分から毎年

積み上げてくる部分で、率がどんどん上がっていくというような形でございますので、何分そういうふうな形の部分で持っていくと、今回、我々、このクリーンセンターの長期包括の契約だけじゃなしに、ほかの部分にも波及する部分が出てくるかなというような気はいたしますが、企業さんに対してそういうものを出していただきたいというような形でお話をさせていただくことは可能かとは思いますが、それを企業さんが受けていただけるかどうかというのは、頑張ってお話をさせていただきますが、確約できるものではありませんので、あくまで企業さんも事業としてされておられますので、その中での部分ということでご理解いただきたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

これで3度やっていますので、これでとめます。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

反対討論は、ありませんか。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

一般会計補正予算（第2号）について、意見を申し上げます。

衛生費のクリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算金619万9,000円が計上をされています。本当に国の言うように労働者の賃金が上昇しているのか、この点と、何よりもその賃金がちゃんと働いている人たちに支払われているのか、先ほど来やりとりをした中では明らかになりませんでした。長期包括というこうした事業で、お互い

のリスクを認めながら、決まった枠の中で、なおかつのその枠を超えない範囲の仕事量しかないということが明らかになっているのに、さらに公金を新たに使うというやり方はもっと慎重にさせていただかなければならないと思います。

私たちは、そういう点で、このクリーンセンターの前年度賠償金619万9,000円の計上は反対です。もっと住民のために役に立つお金に使っていただきたいと思っております。

さらに、大阪府の福祉医療助成制度の再構築に伴う条例の整備に関する条例は、府が福祉医療制度を改悪するものであり、先ほども条例の点で反対をさせていただきましたが、本予算案には関連の予算も含まれております。他の予算に反対するものではありませんが、一括提案でありますので、本一般会計補正予算（第2号）について反対をさせていただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

次に、賛成討論はありますか。

（なし）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第36号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第9 議案第37号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第37号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、49万4,000円で、これを補正することにより、予算総額は24億1,404万4,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料現年分229万2,000円を減額、第3款 国庫支出金で、療養給付費負担金1,000円を計上、前年度療養給付費等追加負担金246万1,000円を計上、国保制度関係業務準備事業費補助金32万4,000円を計上。

歳出につきましては、第1款 総務費で、財源更正を行うものであります。第4款 前期高齢者納付金等で医療費拠出金4,000円を計上、第10款 諸支出金で、前年度療養給付費等負担金精算返還金7万4,000円を計上、前年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金精算返還金20万8,000円を計上、前年度国民健康保険特定健康診査・保健指導府費負担金精算返還金20万8,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第37号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第10 議案第38号 平成29年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第38号 平成29年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1,132万7,000円で、これを補正することにより、予算総額は16億1,356万9,000円となります。

歳入につきましては、第7款 繰入金で、地域支援事業繰入金59万1,000円を計上、職員給与費等繰入金90万2,000円を計上、事務費繰入金4万2,000円を計上、第8款 繰越金で、前年度繰越金979万2,000円を計上。

歳出につきましては、第4款、基金積立金で、介護給付費準備基金積立金698万2,

000円を計上、第6款 諸支出金で、前年度国庫支出金精算返還金43万1,000円を計上、前年度府支出金精算返還金72万2,000円を計上、前年度支払基金交付金精算返還金311万3,000円を計上、前年度一般会計繰入金精算返還金7万9,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第38号 忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第11 議案第39号 平成29年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第39号 平成29年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、958万円で、これを補正することにより、予算総額は4億5,169万3,000円となります。

歳入につきましては、第4款 繰越金で前年度繰越金958万円を計上、歳出につきましては、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で後期高齢者医療保険料等納付金648万4,000円を計上、第3款 諸支出金で前年度分保険料払戻金22万4,000円を計上、前年度一般会計繰入金返還金287万2,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。



討論ありませんか。

(なし)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第39号 平成29年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第12 認定第1号 平成28年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第2号 平成28年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件を一括して上程いたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

これより各決算認定に関する提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成28年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、概要説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

認定第1号 平成28年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額64億2,007万328円、歳出決算額64億1,129万1,812円、差し引き877万8,516円は、平成29年度へ繰り越しをいたしました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入決算額22億5,587万

2, 346円、歳出決算額23億4,425万7,024円、差し引き8,838万4,678円の歳入不足が生じたので、さきの6月議会におきまして、平成29年度より繰上充用の専決補正を行い、承認を得た次第でございます。

次に、介護保険特別会計につきまして、歳入決算額14億6,258万6,278円、歳出決算額14億5,279万4,105円、差し引き979万2,173円は、平成29年度へ繰り越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額4億2,217万3,073円、歳出決算額4億1,259万4,002円、差し引き957万9,071円は、平成29年度へ繰り越しをいたしました。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額10億9,223万2,615円、歳出決算額11億2,181万2,411円、差し引き2,957万9,796円の歳入不足が生じたので、平成29年度より繰上充用をいたしました。

以上、各会計別決算額を申し上げましたが、内容につきましては、事項別明細により審議の上、ご認定のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

次に、認定第2号 平成28年度忠岡町水道事業会計決算認定について、概要説明を求めます。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

認定第2号 平成28年度忠岡町水道事業会計決算認定について、提出者の町長にかわりまして、ご説明を申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、町議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

収益的収支につきまして、収入では、水道事業収益決算額3億6,276万7,357円で、内訳につきましては、営業収益3億5,731万4,829円、営業外収益301万5,985円、特別利益243万6,543円であります。

支出につきましては、水道事業費用決算額3億3,815万621円で、内訳につきましては、営業費用3億2,832万1,672円、営業外費用982万8,949円、特別損失、予備費は執行ございません。

収支差し引き2,461万6,736円の利益となりました。

次に、資本的収支につきまして、収入では、3,300万円で、内訳としまして企業債

3, 300万円でございます。

支出につきましては、5, 358万2, 382円で、内訳につきましては、建設改良費3, 323万5, 340円、企業債償還金2, 034万7, 042円でありまして、収支差し引き2, 058万2, 382円の不足であります。損益勘定留保資金で措置しております。

以上、決算数値を申し上げましたが、内容審査の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の概要説明は、以上のとおりです。

お諮りいたします。

本件は、先例により、5名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、以上2件は5名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

前田 弘議員、北村 孝議員、是枝綾子議員、三宅良矢議員、藤田 茂議員、以上の5名を指名いたします。

この指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、ただいま指名いたしました5名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

15時30分より再開いたします。

(「午後3時15分」休憩)

議長(和田 善臣議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後3時30分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(和田 善臣議員)

再開に当たり皆様にご報告申し上げます。委員会条例第7条第2項の規定により、決算審査特別委員会の正・副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長に藤田 茂議員、副委員長に前田 弘議員、以上であります。

なお、本件の審査報告は、次の定例会においてご報告願います。

議長(和田 善臣議員)

日程第14 認定第3号 泉州水防事務組合の解散に伴う決算認定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

認定第3号 泉州水防事務組合の解散に伴う決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、平成28年12月31日をもって解散いたしました、泉州水防事務組合の平成28年度決算について、地方自治法第292条及び同法施行令第5条第3項の規定により、本議会の認定を賜る次第でございます。

歳入決算額2,663万1,044円、歳出決算額2,041万2,072円、差引残額621万8,972円は、組合の残務支出等を差し引いた後、各自治体に支出割合等により承継されます。

また、本決算につきましては、本町監査委員に決算審査をいただいた結果、適正に処理されているとの意見書が提出されています。

どうぞ、よろしくご認定のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第3号 泉州水防事務組合の解散に伴う決算認定についてを採決いたします。

原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり認定することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第15 請願第2号 小・中学校の定数超え学級の解消に関する請願を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿見 英夫局長）

請願第2号

小・中学校の定数超え学級の解消に関する請願

請願の要旨

1. 忠岡町独自で教員を配置して1学級の定員を堺市並みの38人に引き下げ、支援学級在籍児童・生徒を含めて40人（小1・小2は35人）を超える学級をなくしてください。

2. せめて40人（小1・小2は35人）を超える学級がないようにしてください。

請願の理由

2017年度、忠岡町内の小・中学校では、1学級の人数が40人（小1・小2は35人）の定員を超える学級が1学級存在します。

これは、国や大阪府の制度が、支援学級在籍の児童・生徒を各学年の児童・生徒数から除くようになっていたため起こる現象です。実際には、支援学級在籍の児童・生徒が、すべての時間を支援学級で学習するわけではなく、かなりの時間を通常学級で他の児童・生徒と一緒に学び、給食やそうじなどの生活も一緒に過ごしています。

そのため、学級編制基準（小学校1・2年生35人、小学校3年生～中学校3年生40人）を超える学級では、ロッカーや下駄箱が足りない、パソコン教室のパソコンが足りない、給食の食缶が重くて運ぶのが大変、かごに食器が入りきらない、掲示板が狭くて作品を掲示する場所が足りない、教室が机でいっぱいゆとりがない、机や友達とすぐぶつかってしまう、先生と話したいのになかなか順番が回ってこない等々、子どもたちは困っています。支援学級籍の児童が学年にいるために、1学級の人数が国の基準を超えているというのは、支援学級籍の児童は、普通学級での学びは無くてもよいとの考えにもつながりかねず、人権的にも教育権の保障という観点からも放置できる問題ではないと考えます。

府下の多くの自治体では、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を保障するため、35人・40人の定数を超える学級が無くなるように施策を講じています。忠岡町も同様の施策を早急に講じていただきたいと考え請願にいたしました。

地方自治法第124条の規定により上記の請願書を提出します。

請願者

住所 和泉市府中町6丁目12番2号

泉北教職員組合

代表 井谷 武志

紹介議員

高迫 千代司 是枝 綾子 河野 隆子

受理年月日

平成29年8月16日

議長（和田 善臣議員）

本請願の紹介議員の趣旨説明を求めます。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

請願 2 号 小・中学校の定数超え学級の解消に関する請願について、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

子どもたちに行き届いた教育の環境をつくってあげたい、これは誰しものが思われることではないでしょうか。1 クラスの子どもの人数を減らし、行き届いた教育を保障する少人数学級の推進を、保護者や教育関係者を初め多くの国民が、立場の違いを超えて強く求めています。

中央教育審議会初等中等教育部の提言でも、「今や 40 人学級では学級経営が困難になっている」と言っています。

2011 年から国制度として、小学校 1 年生から始まった少人数学級が、計画どおりであれば 2023 年度に中学校 3 年生まで実施されていたはずでしたが、安倍政権の誕生で、少人数学級はいまだストップされたままです。

全国では「子どものことを考えたら国が動き出すのを待ってられない」と、自治体独自の少人数学級が広がりました。文科省の国会答弁でも、小学校 3 年、4 年生では 35 人以下学級が 87.4% の実施、小学校 3 年から中学校 1 年までは 8 割以上が実施、一番低い中学校 2 年生でも 65.5% になっています。この推進の力になったのは都道府県の教育委員会、この努力は大変に貴重なものであります。

しかし、残念ながら、大阪府は小学校 1 年、2 年だけと、大変おこなっています。当然、本町も教育委員会、忠岡町も町村会等を通じて強く要請されていると思いますが、残念ながら、この実現できないもとの解決は忠岡町の努力によることが大事です。

府下で少人数学級を独自に実施しているところは 11 市あります。人口 10 万人の池田市は小学校 3 年生と小学校 4 年生、人口 11 万人の富田林市は小学校 6 年と中学 3 年生、人口 40 万人の枚方市は小学校 1 年生から小学校 4 年生まで、支援学級も含め 36 人学級も 1 年、2 年で実施をしております。人口 35 万人の高槻市は小学校 3 年から 6 年生、人口 39 万人の豊中市は小学校 3 年生から 6 年生、人口 12 万人の門真市は小学校 5 年生から中学校 1 年生、人口 7 万人の交野市は小学校 3 年から 6 年生、人口 9 万人の泉佐野市は小学校 3 年から 6 年生、人口 50 万人の東大阪市は小学校 3 年生、人口 23 万人の寝屋川市は小学校 3 年生、人口 83 万人の堺市は小学校 3 年から 6 年生で実施されています。

ただ、本請願はこうした恒常的な少人数学級を求めているものではありません。普通学級で通常に授業を受けている支援学級在籍の児童の数をカウントすれば40人を超えているクラスも少人数化を求めているものです。現在、忠岡小学校の3年生で37人と、支援学級の4人を足せば41人のクラスになりますが、この数を実態でカウントすると21人と20人の2クラスになります。支援学級の児童は算数と国語の授業以外はおおむね普通学級で過ごす時間が長いと聞いています。

教育委員会からいただいた資料では、次に該当するのは今の3年生が卒業した後の、34年度に同様のケースが想定されているということになっています。それまでに国や府の少人数学級が前進すればよいのですが、期待をしながらも、当面は忠岡町の子どもたちのため行き届いた教育のために、本請願にご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

紹介議員の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第2号 小・中学校の定数超え学級の解消に関する請願を採決いたします。

本件について、採択すべきものとするにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）



異議ありの声がありますので、起立により採決いたします。

請願第2号 小・中学校の定数超え学級の解消に関する請願の賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(和田 善臣議員)

起立少数であります。よって、不採択すべきものと決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

ここで、既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を事務局長より、朗読させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

平成29年第3回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第16 意見書第5号 大阪府福祉医療費助成制度について府議会付帯決議の完全実施等を求める意見書の提出について

日程第17 意見書第6号 国民健康保険の保険料率や減免制度のあり方に関する意見書の提出について

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長(和田 善臣議員)

日程第16 意見書第5号 大阪府福祉医療費助成制度について府議会付帯決議の完全実施等を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（阿見 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿見 英夫局長）

意見書第5号 大阪府福祉医療費助成制度について府議会付帯決議の完全実施等を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、大阪府福祉医療費助成制度について府議会付帯決議の完全実施等を求める意見書を提出する。

平成29年9月7日提出

提出者	忠岡町議会議員	藤田 茂
賛成者	同	杉原 健士
賛成者	同	前田 長市
賛成者	同	是枝 綾子
賛成者	同	松井 秀次

大阪府福祉医療費助成制度について府議会付帯決議の完全実施等を求める意見書（案）

大阪府では福祉医療費助成制度の「見直し」に関わる諸事項が先の3月の府議会で採択された。その主な内容は現在の福祉医療費助成制度の4医療のパッケージを解体し、子ども・ひとり親は子ども支援事業に、障がい者は障がい者施策の一環として運営する。障がい者・難病患者については調剤薬局でも患者負担（上限500円）が必要になり、また月額上限も引き上げられ、1医療機関あたり1千円の上限は撤廃される内容となっている。実施時期は障がい者・難病患者は来年4月、高齢者は経過措置として実施時期をさらに3年延期するとしている。

こうした「見直し」について、府議会では、受診が必要な人ほど負担が何倍にも増えることへの懸念が出され、最終的には（1）1医療機関あたり上限3千円で止める調整に努力する、（2）自動償還の措置を講じる、（3）以上2点に全力で取り組むことが盛り込まれた付帯決議が採択された。

今回の「見直し」は、大阪経済の低迷や国による患者負担の引き上げに苦しむ府民にさらに追い打ちをかけるものである。大阪府に求められているのは、福祉医療費助成制度を抜本的に拡充し、苦しい生活実態にある住民を守る防波堤の役割を發揮することである。実際、昨年大阪府下の自治体から今回の「見直し」について「拙速すぎる」「患者負担増に反対」とする趣旨の意見書がいくつも採択されている。

よって、忠岡町議会は大阪府に対し、以下のことを要望する。

記

1. 府議会の下記付帯決議の完全実施を求める。
    - (1) 1 医療機関あたり月額自己負担上限 3, 0 0 0 円で止める調整に努力すること。
    - (2) 市町村の事務軽減の観点から、自動償還の措置を講じること。
    - (3) 上記 2 点に全力で取り組むこと。
  2. 付帯決議の完全実施ができない場合は、現行の大阪府福祉医療費助成制度の存続を求める。
  3. 障がい者・難病・高齢者の負担軽減の措置を求める。
- 以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 2 9 年 9 月 7 日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

8 番（藤田 茂議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田議員。

8 番（藤田 茂議員）

ただいまの阿児事務局長の朗読をもちまして、趣旨説明といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は以上のおりです。

本件につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

これより意見書第 5 号 大阪府福祉医療費助成制度について府議会付帯決議の完全実施等を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、本件は、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第17 意見書第6号 国民健康保険の保険料率や減免制度のあり方に関する意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第6号 国民健康保険の保険料率や減免制度のあり方に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、国民健康保険の保険料率や減免制度のあり方に関する意見書を提出する。

平成29年9月7日提出

提出者	忠岡町議会議員	藤田 茂
賛成者	同	杉原 健士
賛成者	同	前田 長市
賛成者	同	是枝 綾子
賛成者	同	松井 秀次

#### 国民健康保険の保険料率や減免制度のあり方に関する意見書（案）

国が示した平成30（2018）年度からの国民健康保険の都道府県化に伴い、大阪府でも制度設計の検討が進められている。昨年3月に開催された大阪府と市町村の国民健康保険広域化調整会議では、保険料率と減免基準の府内統一や、市町村の一般会計からの法定外繰り入れ解消などの方向性が示された。

しかし、国民健康保険は、各市町村が低所得者の保険料を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきたものである。保険料率や減免制度を府内で統一し、市町村からの法定外繰り入れをなくせば、これまで低所得者の保険料軽減や住民の健康増進に努力してきた市町村ほど保険料の大幅値上げとなるおそれがある。

したがって、本町議会は、大阪府に対し、下記の事項を実施するよう求める。

#### 記

1. 大阪府が国保運営方針を定めるに当たっては、被保険者、特に低所得者の保険料負担に十分配慮した制度設計とすること。
2. 各市町村は、他の被用者保険等と比べ、低所得の加入者が多いという国民健康保険の

構造的な課題により、被保険者の負担を軽減するためやむなく一般会計からの繰り入れを実施してきたものである。今後は財政的責任の主体となる大阪府において、府民（住民）への影響を勘案し、保健事業や減免の実施等に係る財政措置を行うなど、府民（住民）の保険料負担の軽減に努めること。

3. 国に対し、負担感が強い保険料の是正、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を検討するよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月7日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

ただいまの意見書につきましても、阿児事務局長の朗読をもちまして、趣旨説明とさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

本件につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

これより意見書第6号 国民健康保険の保険料率や減免制度のあり方に関する意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

本件につきましても、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

閉会に当たり、町長より、挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

本日も長時間にわたりまして慎重にご審議を賜り、そしてご議決いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

先日、アルジャジーラの東京支局員が、子どもの活躍ぶりを「ジャパントイムス」の記事を見て、8月18日に本町に来られましたとお伝えいたしました。新聞によく載るんですが、また、キノコを特産品にするため、本町が栽培に取り組んでおりますが、マスコミの取材も受け付けておりまして、品種は今のところヒラタケ、タモギといったキノコであります。試験的ですが、立派に生育しておりまして、味見をした役場職員などは期待に胸

を膨らましております。関心を持っていただきたいと思います。

重ねて本日も各議案にご認定をいただきましてありがとうございました。次回の決算委員会もよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして、平成29年第3回忠岡町議会定例会を閉会いたします。議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午後3時59分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年9月7日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 前 田 弘

忠岡町議会議員 北 村 孝